

第3次生物多様性かぞえ戦略



令和8年3月

加 須 市

はじめに

地球上には、人類を含め約 3,000 万種とも推定される生物が、生態系の中でつながり、支え合いながら生きています。ところが近年、気候変動などの影響により、こうした生物が存続の危機にさらされています。

自然の恵みを次世代へ引き継ぐことは、本市の未来を守ることに繋がります。そのために、私たち一人一人が生物多様性の大切さを改めて認識し、身近な行動をどう変えていけるかが、いま問われています。



本市では、令和 3 年に「第 2 次生物多様性かぞ戦略」を策定し、生物多様性の保全と持続可能な社会の実現に向け、様々な施策を総合的に推進してまいりました。

しかし近年、イノシシなどの野生鳥獣やクビアカツヤカミキリをはじめとする外来生物の急増など、新たな課題が顕在化し、私たちの暮らしや地域の自然環境に大きな影響が及んでいます。

このたび本市では、こうした課題に向き合うべく、社会情勢の変化や国・埼玉県の動向等を踏まえ、「第 3 次生物多様性かぞ戦略」を策定いたしました。

本計画は、従来の施策を継承しつつ、基本目標「豊かな自然と共生するまちをつくる」に「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」という新たな視点を取り入れたものです。

また、計画の実効性を高めるため、取組ごとに指標を新たに設け、市民、事業者、行政の役割を明確にしました。目標や役割を共有し、各主体が一体となって取り組むとともに、国、県、関係団体等との連携を深め、推進体制を強化してまいります。

今後は、本計画に基づき、ラムサール条約登録湿地の渡良瀬遊水地をはじめ、浮野の里、オニバス自生地、風の里、お花が池などの水辺環境の保全・再生・活用のほか、人と野生動植物との適切な関係のあり方にも配慮しながら、各施策を推進してまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提言をいただきました生物多様性かぞ戦略策定検討委員会委員の皆様をはじめ、市民、事業者、関係の皆様から心から感謝を申し上げますとともに、今後の計画の推進に、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 8 年 3 月

加須市長

角田守良

目次

第1章 生物多様性とそれを取り巻く現状

- 1 生物多様性とは 1
- 2 生物多様性がもたらす恵み（生態系サービス） 2
- 3 生物多様性の危機 3
- 4 生物多様性の保全に向けた国内外の動向 4

第2章 生物多様性地域戦略策定の背景と経緯

- 1 生物多様性地域戦略策定の背景 7
- 2 生物多様性地域戦略策定の経緯 8

第3章 加須市の現況

- 1 加須市の概要 9
- 2 加須市の特徴・地域性 11
- 3 加須市の自然・生きもの 11
- 4 生物多様性の保全に向けた市の取組 23

第4章 生物多様性かぞ戦略の必要性と課題

- 1 かぞ戦略の必要性 25
- 2 かぞ戦略策定の課題 27

第5章 かぞ戦略の位置付け・計画期間

- 1 かぞ戦略の位置付け 28
- 2 対象区域 28
- 3 計画期間 28
- 4 生物多様性かぞ戦略とSDGsの関連 29

第6章 かぞ戦略の目標

- 1 かぞ戦略の基本目標 30
- 2 かぞ戦略の3つの目標 31
 - 目標Ⅰ 【守る・再興する】 32
 - 目標Ⅱ 【知る・学ぶ】 33
 - 目標Ⅲ 【活用する】 34

第7章 かぞ戦略の行動計画

- 1 かぞ戦略の体系 35
- 2 行動計画 36

第8章 かぞ戦略の推進

- 1 進行管理 46
- 2 推進体制 46

資料編 目 次

| | | |
|---|-------------------|----|
| 1 | 第3次生物多様性かぞ戦略策定の経過 | 48 |
| 2 | パブリックコメント（市民意見募集） | 48 |
| 3 | 加須市環境基本条例 | 49 |
| 4 | 生物多様性かぞ戦略策定検討委員会 | 53 |
| 5 | 【参考】市内の動植物 | 55 |
| 6 | 用語解説 | 80 |

第3次生物多様性かぞ戦略

第1章 生物多様性とそれを取り巻く現状

1 生物多様性とは

生物多様性とは、動物・植物や菌類、バクテリアなどの生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。地球上には森、里、川、海など様々なタイプの自然の中に、それぞれの環境に適応して進化した3,000万種ともいわれる多様な個性を持つ生きものが、お互いにつながりあい、支えあって生きています。

生物多様性条約では、生物多様性をすべての生きものの中に違いがあることと定義し、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしています。

① 生態系の多様性

地球上、あるいは特定の地域に様々なタイプの自然があることです。例えば、干潟、サンゴ礁、自然林や里山林、人工林などの森林、湿原、大小の河川などがそれぞれの地域の特徴をもって存在していることが挙げられます。

② 種の多様性

地球上、あるいは特定の地域に様々な種類の動物・植物や菌類、バクテリアなどが生息・生育している状況のことです。日本は、南北に長く複雑な地形を持ち、湿潤で豊富な降水量と四季の変化もあって、様々な種類の生きものが生息・生育しています。

③ 遺伝子の多様性

同じ種であっても、個体や個体群の間に遺伝子レベルでは違いがあることです。例えば、アサリの貝殻の模様が千差万別である、などの例があります。

①生態系の多様性



森、里、川、海などいろいろなタイプの生態系があります。

②種の多様性



鳥、魚、植物などいろいろな種類の生きものがいます。

③遺伝子の多様性



同じ種でも異なる遺伝子をもち、形や模様、生態などに多様な個性があります。

2 生物多様性がもたらす恵み（生態系サービス）

私たちの暮らしは食料や水の供給、気候の安定など、多様な生きものが関わりあう生態系からの恵みによって支えられています。これらの生態系がもたらす恵みは「生態系サービス」と呼ばれ、「基盤サービス」、「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」の4つに分類されます。

■暮らしの基礎

（供給サービス）

- ・食べ物
- ・燃料
- ・木材
- ・医薬品
- ・生物模倣（カワセミのクチバシをヒントに設計された新幹線）など

毎日の食卓を彩る野菜などの食料はもちろん、新聞や本などの紙製品や医療品など、生きものの遺伝的な情報、機能や形態も私たちの生活の中で利用されています。

■文化の多様性を支える

（文化的サービス）

- ・地域性豊かな文化
- ・自然と共生してきた知恵と伝統
- ・美的な楽しみ
- ・レクリエーションの機会など

海に囲まれ、南北に長い国土と季節の変化に富む日本では、地域ごとに異なる自然と一体になって地域色豊かな伝統文化が育まれてきました。

■自然に守られる私たちの暮らし（調整サービス）

- ・森林による気候の緩和や水の浄化
- ・山地災害、土壌流出の軽減など

豊かな森林や河川の保全は安全な水の確保や、山地災害の軽減、土壌流出防止など、私たちが安心して暮らせる環境の確保につながります。

■生きものがうみだす大気と水（基盤サービス）

- ・酸素の供給
- ・気温、湿度の調節
- ・水や栄養塩の循環
- ・豊かな土壌など

植物が酸素を生み、森林が水循環のバランスを整えるなど、生命の生存基盤は多くの生きものの営みによって支えられています。

〈参考〉健康と医療への恩恵

生物多様性は保健や医療に関しても、役割を果たしており、人類の医療を支える医薬品の成分には、多くの植物や生物からもたらされた物質が貢献しています。多様な自然環境の中には、まだ発見されていないさまざまな物質も、数多く存在していると考えられ、これらが発見されれば、現代の医療が解決できていない、さまざまな難病が、いずれ治療できるようになるかもしれません。

3 生物多様性の危機

私たち人間の活動の影響によって、地球上の種の絶滅のスピードは自然状態の約100～1,000倍にも達し、たくさんの生きものたちが危機に瀕しています。日本における生物多様性は、人間活動による影響を主とした要因によって、4つの危機にさらされています。

① 第1の危機（開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少）

鑑賞や商業利用のための乱獲・過剰な採取や埋め立てなどの開発によって生息環境を悪化・破壊するなど、人間活動が自然に与える影響は多大です。

② 第2の危機（里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下）

二次林や採草場が利用されなくなったことで生態系のバランスが崩れ、里地里山の動植物が絶滅の危機にさらされています。

また、シカやイノシシなどの個体数増加も地域の生態系に大きな影響を与えています。

③ 第3の危機（特定外来生物・有害鳥獣などの持ち込みによる生態系のかく乱）

ブラックバスやアライグマなどの特定外来生物・有害鳥獣等が在来種を捕食したり、生息場所を奪ったり、交雑して遺伝的な攪乱をもたらしたりしています。

また、化学物質の中には動植物への毒性をもつものがあり、それらが生態系に影響を与えています。

④ 第4の危機（地球環境の変化による危機）

地球温暖化は国境を越えた大きな課題です。平均気温が1.5～2.5度上がると、氷が溶け出す時期が早まったり、高山帯が縮小されたり、海面温度が上昇したりすることによって、動植物の20～30%は絶滅のリスクが高まるといわれています。

【私たちにできること】

私たちの暮らしを支える生物多様性が、私たち人間の活動の影響によって危機に瀕している…。私たちは、生物多様性を保全するために何ができるでしょうか？

生物多様性を保全していくための取組は、決して難しいことばかりではありません。

例えば

- 家の周りに樹木を植えるときは、もともとその地域に生えているものを使う
- 外国から持ち込まれた動物をペットとして飼う場合は、最後まで面倒を見て、決して野外に放さない
- 出かけた時はごみを捨てずに持ち帰る
- むやみに野草を採ったり傷つけたりしない
- 野生動物にエサを与えない
- 河原や森林などでは、決められた場所以外に車を乗り入れない
- キッチン（台所）の流し台に使い終わった油や食べ残しを捨てない
- 殺虫剤や除草剤などをできるだけ使わない

などなど、ちょっとした工夫や心がけで、日常生活の中でできることはたくさんあります。

4 生物多様性の保全に向けた国内外の動向

(1) 国際的な動向

生物多様性の問題に対して、国際的には、1992年、ブラジルで開催された国連環境開発会議に合わせ、「生物多様性の保全」及び「その持続可能な利用」、「遺伝資源から得られる利益の公正かつ衡平な配分」を目的とした生物多様性条約が採択されました。条約は、その後1993年に発効し、2025年3月現在、194の国が加盟しています。

2022年12月に開催された第15回生物多様性条約締約国会議（COP15）では、2050年ビジョン「自然と共生する世界」を掲げ、2010年に採択された「愛知目標」の後継であり、2020年以降の生物多様性に関する世界目標となる「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択されました。同枠組は、「生物多様性を保全し、持続可能に利用し、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を確保しつつ、必要な実施手段を提供することにより、生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せるための緊急の行動をとる」という観点から2030年までに陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」が主要な目標の一つとして定められました。

(2) 国内の動向

生物多様性国家戦略は、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本的な計画です。国は、1995年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、これまで5回の見直しを行い、現行の生物多様性国家戦略は2023年に策定した第6次戦略「生物多様性国家戦略2023-2030」となります。

2022年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では、2010年に採択された愛知目標の後継となる、2030年までの世界目標「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択され、各国はそれを踏まえ生物多様性国家戦略を策定・改定することが求められました。国では、これに先立ち生物多様性国家戦略の見直しを進め、2023年3月31日に「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定されました。

生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せることを目指す考え方を示す「ネイチャーポジティブ」の2030年までの実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略となっています。

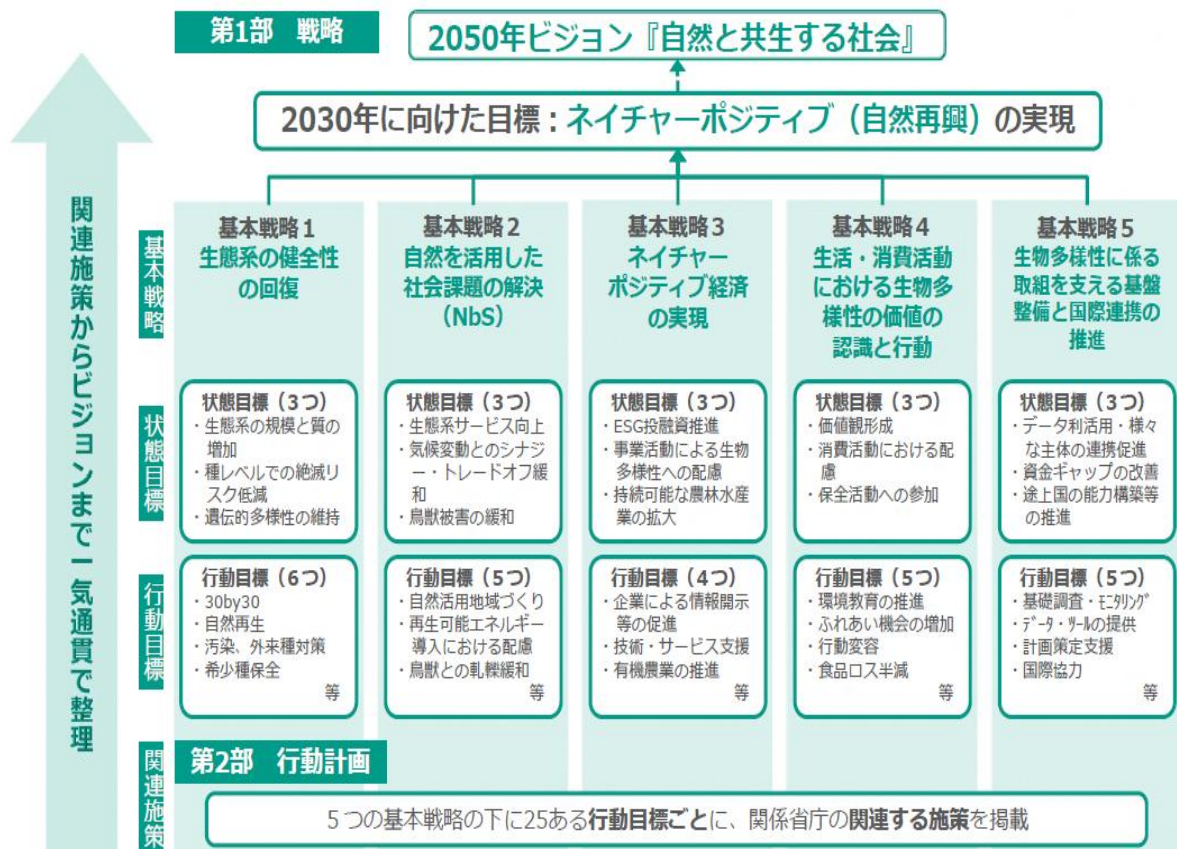
〈参考〉生物多様性における「生きもの（生物）」とは

生物多様性条約では「生きもの」について、陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系、その他生息又は生育の場のいかんを問わない全ての生きものとしています。

このため、生きものには、動物・植物に加え、菌類やバクテリアなども含まれます。

●生物多様性国家戦略 2023-2030 の基本戦略と構造

新たな国家戦略は、2030年までのネイチャーポジティブの実現に向けて、5つの基本戦略を設定し、基本戦略ごとの状態目標（あるべき姿：到達すべき姿を文章により示す定性的な目標）と行動目標（なすべき行動：具体的な達成状況を示す定量的な数値目標）に個別施策を紐づけることで、戦略全体を一気通貫で整理するとともに、進捗状況を効果的に管理できるように設定しています。



資料：環境省「生物多様性国家戦略 2023-2030」

〈参考〉ネイチャーポジティブ（自然再興）とは

生物多様性の負（損失）の流れを止めて、正（回復）に反転させることを指すもので、私たちの暮らしや社会経済を持続可能としていくためにも重要な考え方です。

●埼玉県生物多様性保全戦略（2024-2031 年度）の基本戦略と構造

埼玉県は、令和 5 年 3 月に生物多様性国家戦略 2023-2030 が閣議決定されたことを踏まえ、生物多様性基本法第 13 条第 1 項に基づき、県区域内における生物の多様性の保存及び持続可能な計画「埼玉県生物多様性保全戦略」を定めました。

埼玉県生物多様性保全戦略（2024(令和6)～2031(令和13)年度）の全体像

- 県戦略は、生物多様性基本法第13条第1項に基づく、埼玉県の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（地域戦略）です。
- ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けて、県の取組の大枠を示しています。
- 県戦略に基づき、更に別の計画を定める場合も含め、具体的な対策は個別事項ごとに推進していきます。

第1章 はじめに

- 1 埼玉県の生物多様性を守る必要性
- 2 生物多様性をめぐる国内外の動き
- 3 生物多様性の法制度
- 4 県戦略の位置付け等

第2章 生物多様性とその危機

- 1 生物多様性の3つのレベル
- 2 生態系サービスとは
- 3 生物多様性の危機

第3章 埼玉県の状況

- | | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 自然環境の現況 3 地域ごとの生物多様性の現況 5 前戦略の成果と課題 | <ol style="list-style-type: none"> 2 土地利用の動向と現況 4 生物多様性に関する県民意識の現況 6 県で取り組むべき主な課題 |
|---|--|

第4章 ネイチャーポジティブの実現に向けて

1 目指す将来像（ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現）と施策展開の方向性

2 横断的・基盤的戦略

- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> ① 生態系の健全性の回復 (1)現状・課題 (2)目指す将来像 (3)主な取組 | <ol style="list-style-type: none"> ② 生物多様性保全に係る取組を支える基盤整備 (1)現状・課題 (2)目指す将来像 (3)主な取組 |
|--|--|

3 生態系エリア別戦略

- | | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> ① 多面的機能を発揮する森林の豊かな環境を守り、育てる (1)現状・課題 (2)目指す将来像 (3)主な取組 | <ol style="list-style-type: none"> ② 里地里山の多様な生態系ネットワークを形成する (1)現状・課題 (2)目指す将来像 (3)主な取組 |
| <ol style="list-style-type: none"> ③ 多様な水域が有機的に結びついた生態系ネットワークを形成する (1)現状・課題 (2)目指す将来像 (3)主な取組 | <ol style="list-style-type: none"> ④ 人と自然が共生する都市をつくる (1)現状・課題 (2)目指す将来像 (3)主な取組 |

第5章 各主体に求められる役割

資料：埼玉県「生物多様性保全戦略(2024(令和6)～2031(令和13)年度)」

第2章 生物多様性地域戦略策定の背景と経緯

1 生物多様性地域戦略策定の背景

(1) 日本の生物多様性の現状

日本には知られているだけで9万種以上、まだ知られていないものを含めると30万種を超える生きものがいると推定されています。しかし、脊椎動物（哺乳類・両生類・爬虫類等）、維管束植物（シダ植物及び種子植物）の約4分の1が絶滅のおそれのある種となっています。

〈参考〉分類群ごとの絶滅危惧種の割合

●環境省レッドリスト掲載種

| 1991年 | → | 2013年 | → | 2020年 | → | 2025年 |
|--------|---|---------------------|---|----------------------|---|---|
| 2,694種 | | 3,597種 (約1.3倍に増) | | 3,716種 (約1.1倍に増加) | | 「維管束植物」「蘚苔類」「藻類」「地衣類」「菌類」が公表(2025/3)。植物及び菌類のリスト2,952種のうち2,063種が絶滅危惧種とされ、2020の当該リスト比で207種類減少。※他は順次公表予定 |

●環境省レッドリスト掲載種の分類群ごとの絶滅危惧種の割合

| | | |
|-----------|---------------|-------------|
| 哺乳類：21.3% | 鳥類：14.0% | 爬虫類：37.0% |
| 両生類：51.6% | 汽水・淡水魚種：42.4% | 維管束植物：25.5% |

■資料：生物多様性条約COP10以降の成果と愛知目標（平成27年3月発行 環境省自然環境局）・環境省レッドリスト

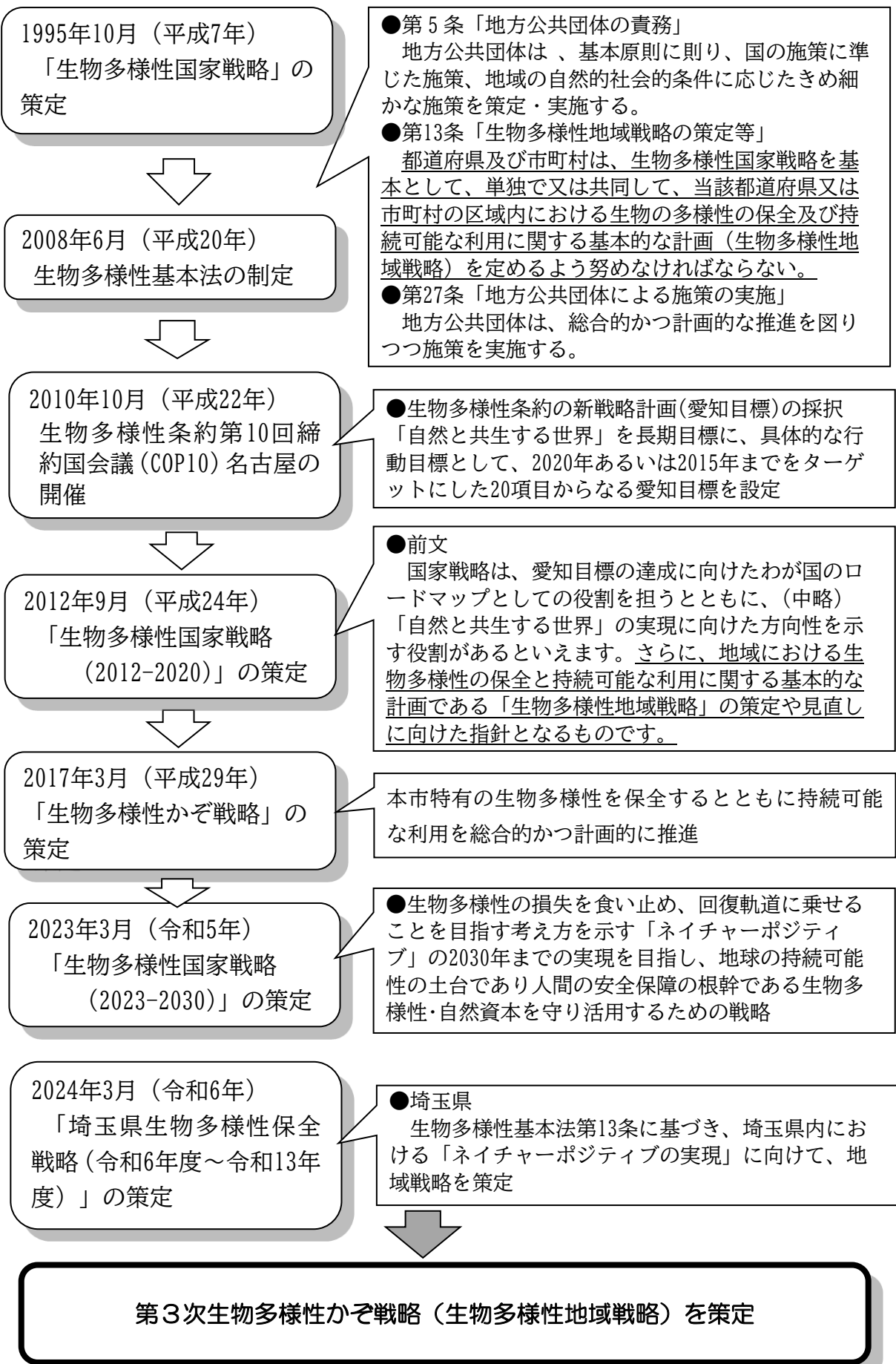
(2) 生物多様性地域戦略の目的

多様な生きものが生息・生育する自然環境は、地史、気候、植生、動植物相などの様々な面で地域ごとに違いがあります。また、人間活動が活発な都市部もあれば、自然性の高い山間部、あるいはその中間的な里地里山など、自然と人間活動の関係によって、地域それぞれの特徴を持っています。

生物多様性はこのように地域ごとの特徴を持っているため、地域住民が享受している生物多様性の恵みも地域ごとに異なります。

都道府県、市区町村が策定する生物多様性地域戦略は、そうした地域特有の生物多様性を守るとともに持続可能な利用を通じて、生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる、自然共生社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に進めることを目的とするものです。

2 生物多様性地域戦略策定の経緯



第3章 加須市の現況

1 加須市の概要

(1) 位置・地勢

本市は、面積が133.30km²、都心から概ね50km圏内にあり、埼玉県の北東部に位置し、茨城県、栃木県及び群馬県に隣接し、関東のどまんなか位置しています。

主要な道路は、東北縦貫自動車道と国道122号が南北方向に、国道125号と国道354号が東西方向に通っており、東側で国道4号に近接しています。

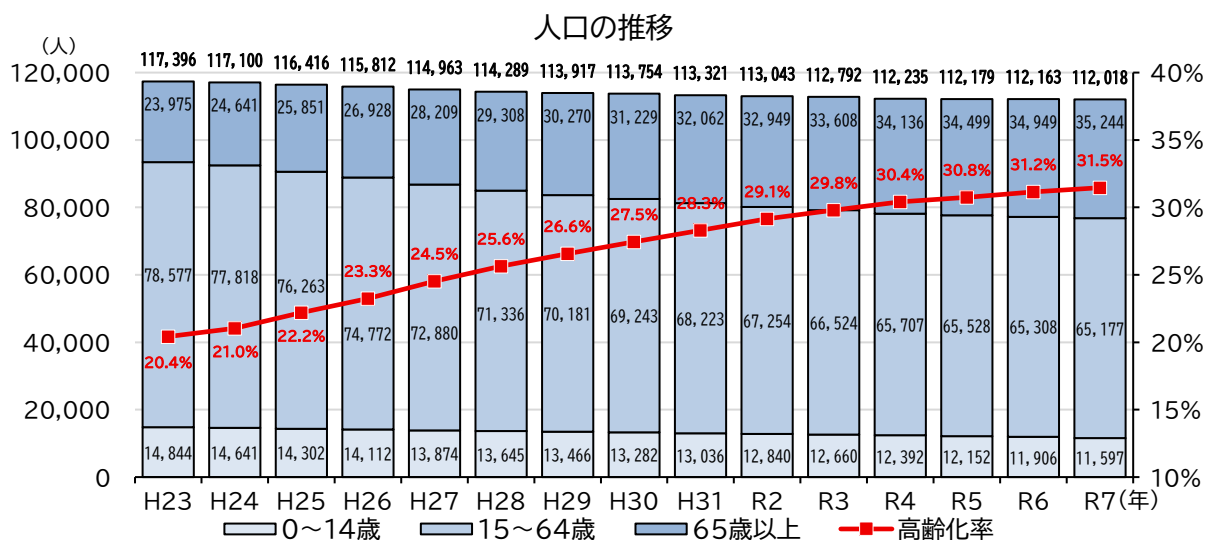
鉄道は、東武伊勢崎線の加須駅・花崎駅、東武日光線の新古河駅・柳生駅があり、JR宇都宮線・東武日光線の栗橋駅に近接しています。

また、利根川の堆積で形成され、海拔（令和6年度水準測量成果表）は最高15.657m、最低9.652m、高低差6mほどの平坦な地形で、利根川や渡瀬瀬川をはじめとする多くの河川を有し埼玉県内一の耕地面積を誇り、都市機能が集積する市街地とその周辺に広がる農村地域との調和が特性です。

(2) 人口

本市の人口及び世帯数は、令和7年1月1日時点で、人口が112,018人、世帯数が51,289世帯です。人口は、令和3年から774人減少し、人口は緩やかな減少傾向にあるものの、世帯数は令和3年から3,076世帯増加しています。

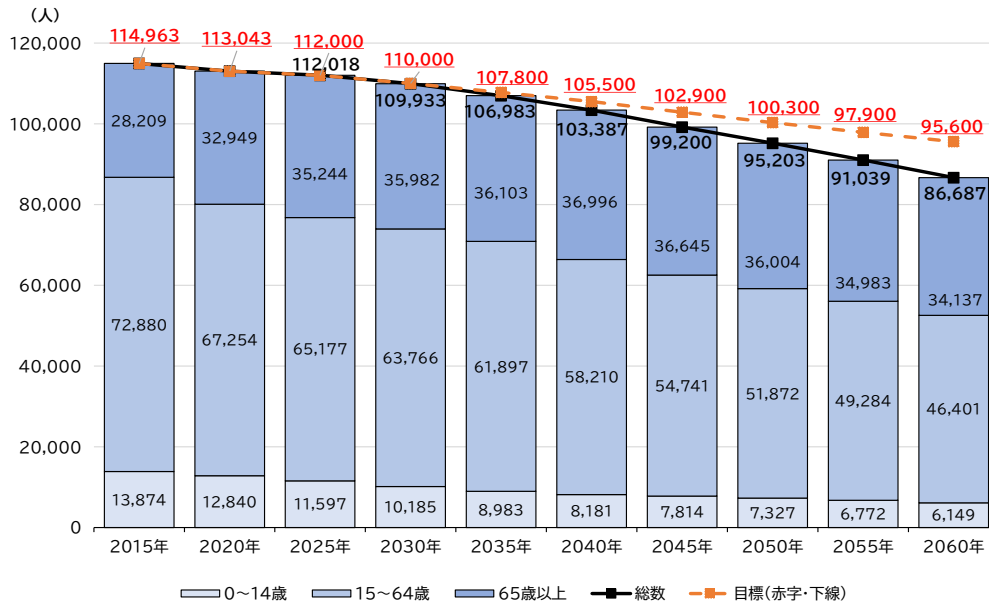
●人口・世帯数・世帯当たり人員の推移



資料：市民課「住民基本台帳人口」

■人口の見通し

本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した場合、目標年次である令和12年（2030年）には105,226人となるものと予想されていました。しかし、第2次加須市総合振興計画では、直近5箇年の人口動態を踏まえ、新たに人口推計を実施し、社会増等を要因として令和12年（2030年）の人口を109,933人としています。



資料：第2次加須市総合振興計画

※ 各年1月1日現在

※ 2015年から2025年までの数値は住民基本台帳の実績値、2030年以降の数値は推計値

(3) 土地利用

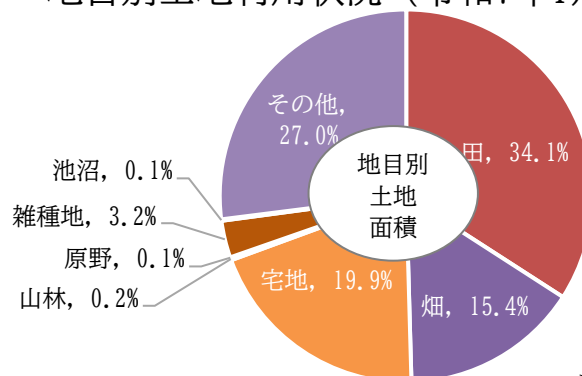
令和7年1月1日現在の本市の土地利用を地目別土地面積の構成比をみると、田・畑の農業的土地利用の割合が全体の49.5%を占めています。

■地目別土地面積

(単位：ha)

| 田 | 畑 | 宅地 | 山林 | 原野 | 雑種地 | 池沼 | その他 | 合計 |
|-------|-------|-------|----|----|-----|----|-------|--------|
| 4,548 | 2,058 | 2,646 | 26 | 8 | 428 | 17 | 3,599 | 13,330 |

地目別土地利用状況（令和7年1月1日）



資料：税務課「固定資産概要調書」

2 加須市の特徴・地域性

本市は利根川による堆積で形成された平坦地で、市域面積の半分を農地が占めており、このうち水田が農地の85%を占める、埼玉一の米どころです。

屋敷林や社寺林とそれに連なる農村集落が点在する田園風景、日本を代表する河川の利根川やラムサール条約登録湿地の渡良瀬遊水地、農業用水路や浮野の里や風の里、オニバス自生地、お花が池を始めとする池沼など、多様な生きものが生息・生育する市特有の水辺が数多く存在し、近年では、加須市においてもコウノトリの飛来が度々確認されています。

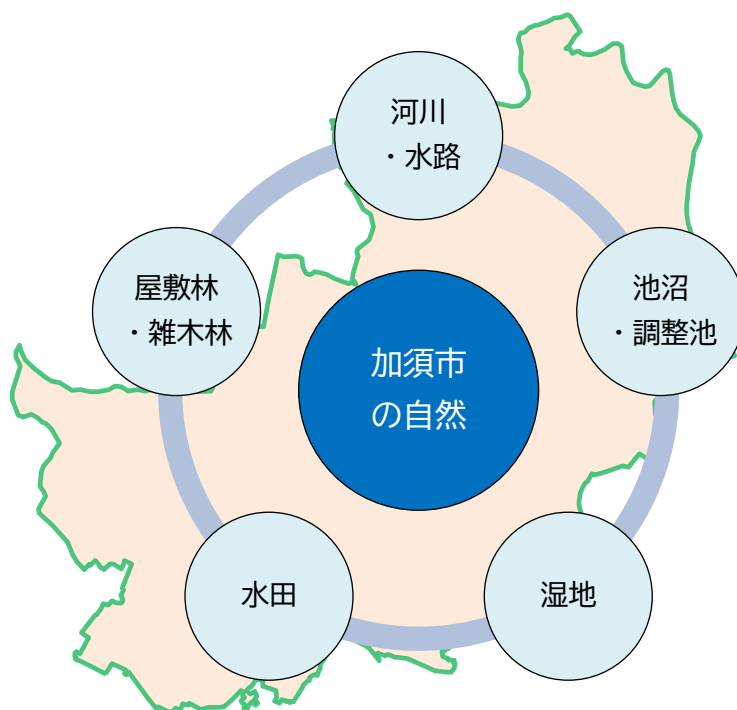
また、本市は埼玉県における希少野生植物が51種確認でき、市の地域性や特徴を踏まえた生物多様性の保全等には、様々な生きものが生息する水田を始め、池沼などの豊かな水辺環境を保全・活用していくことが大切です。

3 加須市の自然・生きもの

(1) 市内の自然環境

様々な生きものを育む自然環境は、大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素との相互作用によって多様な生態系を形成しています。

市内の自然環境は、大別すると「河川・水路」「池沼・調整池」「湿地」「水田」「屋敷林・雑木林」の5つのタイプに分類できます。



①河川・水路

利根川・渡良瀬川などの一級河川から、市内を東西に流れる中小河川や、農業用排水路など様々な形態の河川・水路があり多様な生きものの生息空間となっています。特に、春から夏の農繁期には、水量が増え、豊かな水辺環境となります。

②池沼・調整池

自然に形成された池沼や、農業用や雨水排水調整としての人工の池沼・調整池が市内に点在します。農業用の池沼や調整池は、一定の水量があり、流れも無いため、冬季には渡り鳥の越冬地となっています。

③湿地

以前は、各地に湿地が点在していましたが、宅地の造成や新田開発・農地改良等により、その数は減少しています。湿地の環境は、水に恵まれ、ヨシなどが生育するなど、多様な生きものの生息・生育場所として重要な場所となっています。

④水田

県内一の作付面積があり、市域の多くを占めます。稲作に伴い、春・夏には、浅く栄養に富んだ水域が広がり、秋冬には、水の少ない乾田が多くなりますが、水田特有の環境に適応した多様な動植物が生息・生育する空間となっています。

⑤屋敷林・雑木林

冬の季節風から家等を守るため、家の北西側に常緑樹を中心とした木々を植えて林にしています。田園景観の象徴的な資源であるとともに、多種の鳥類、昆虫類などの生態系を支える重要な生息空間となっています。

(2) 主な水辺環境

■ 主な河川・用排水路

①利根川

市内の北部を東西に流れる一級河川であり、多くの生きものが生息・生育する豊かな自然環境が広がっています。また、利根川強化堤防を活用した新たな緑の拠点づくりを行っています。

②中川

羽生市を起点として多くの河川を集めて南下し、都内まで通じている一級河川です。大利根地域で他の河川と合流し、市内下流部の川口地区では、市内上流部の倍以上の川幅となっており、豊かな水辺環境となっています。特に川口地区内には、河川環境に配慮した、親水性の高い美しい水辺空間が再生されています。

③旧川

渡良瀬川の旧本流であり、堤防の改修により、現在の三日月の形態になりました。北川辺地域内の水路の水がすべて流下しており、多くの水生生物が生息しています。また、隣接して、水辺を活かした旧川ふるさと公園が整備されています。

④冬期試験通水を実施する河川・用排水路

夏期に比べ河川・用排水路の水量が少なくなる冬期に、流域等の水環境改善のため、利根川の流況が安定している時に試験通水を行っています。

| 用水ルート | 河川・用排水路 |
|-------------|------------|
| 埼玉用水ルート | 1 埼玉用水路 |
| | 2 南方用水路 |
| | 3 新槐堀川 |
| | 4 北方用水路 |
| | 5 豊野用水路 |
| | 6 島中領幹線用水路 |
| | 7 高柳分水路 |
| | 8 中川 |
| 葛西用水ルート | 9 葛西用水路 |
| | 10 青毛堀川 |
| 騎西領・中島用水ルート | 11 会の川 |
| | 12 騎西領用水路 |
| | 13 六郷堀 |
| | 14 小川台用水路 |
| | 15 四ヶ村用水路 |
| 邑楽用水ルート | 16 高台排水路 |
| | 17 飯積排水路 |
| | 18 駒場排水路 |
| | 19 高台排水路 |

■ 主な池沼

①渡良瀬遊水地

本州最大のヨシ原を主体とする湿地で、治水・利水を目的に整備されました。広さは約3,300ha（うち2,861haがラムサール条約湿地）あり、貴重な湿地環境が保たれている渡良瀬遊水地は、様々な生きものたちの宝庫になっています。植物では、広大なヨシ原を有する他、河川の氾濫原を主な生育環境とするタチスミレ、トネハナヤスリなどの希少種約60種の他、渡良瀬遊水地で発見され「渡良瀬」の名前を冠するワタラセツリフネソウなど約1,000種が生育しています。野鳥は約275種。これは日本で確認された野鳥の種類の約半分と言われており、環境省レッドリストで絶滅危惧ⅠB種とされるチュウヒの越冬地になるほか、オオセッカやオオヨシキリなどが生育しています。昆虫は、ワタラセハンミョウモドキやオオモノサシトンボなど62種の国指定絶滅危惧種を含む約1,700種が生育しています。

②浮野の里

武蔵国（むさしのくに）の昔ながらの田園風景を残す場所です。メダカ（絶滅危惧Ⅱ類）やトウダイクサ科のノウルシ（準絶滅危惧(NT)）群落など、貴重な生物が生息する自然環境とともに、江戸時代の新田開発の名残をとどめる田堀やクヌギ並木、屋敷林、茅葺屋根等の生活資材に利用したヨシ原（ちりじ野）等の農村文化の歴史的資源が点在し美しい景観を形成しています。

③加須はなさき公園

田園的風景に囲まれ、夏季のプールや、芝生広場、自然観察園、ボート池などがある県営公園です。自然観察園やボート池には、多くの野鳥が集まり、観察会も開催しています。

④大沼（北小浜）

北小浜の土地は、後背湿地などの沼沢地であったことから後背湿地とも呼ばれ、自然堤防に囲まれた低地で排水の良くない場所に水がたまった自然の沼です。市内には、このような池沼が各地に点在していますが、大沼は、その規模から市内を代表するものとなっています。冬期にも一定の水位があり、水鳥の生息場所となっています。

⑤北辻沼

古くから農業用として地元で管理されてきた沼です。浮野の里の田堀と同様、後背湿地に溝を掘り、掘り上げた土で周囲を嵩上げし乾田化した開拓時の溝の名残です。以前は、沼の数も多く、また、水深も深く、魚や貝も豊富に獲れました。

⑥油井ヶ島沼

利根川の旧流路から離れた場所であり、自然堤防と比較して相対的な低地となった「後背湿地」に出来た池沼の一つです。現在は周囲を護岸整備され、第1調節池として利用されています。

⑦風の里（ビオトープ）

見沼代用水（星川）の旧河川敷を利用し、ビオトープの創出を目的として整備された水辺で、ヒシやヨシが群生し様々な生きものが観察されています。また、見沼代用水沿いに点在する水鳥の休息の場となっています。

⑧種足ふれあいの森（ビオトープ）

埼玉県環境科学国際センターの開設に合わせ、周囲の環境と生態を調査し、この地域に生息・生育する生態系を基に、ビオトープとして整備した公園で、自然豊かな環境の中で様々な生きものが観察されています。

⑨埼玉県環境科学国際センター生態園（ビオトープ）

埼玉県環境科学国際センター内にビオトープ手法により整備された 2.2ha のフィールドで、自然観察や農作業体験などを通して、身近な自然の仕組みや自然と生活との関わりを学ぶ事ができる野外環境学習の場や、科学的な調査研究の場として利用されています。園内には、生物が生息できる良好な環境条件を備えた場所となるように県東部地域の潜在植生を復元し、屋敷林、社寺林、雑木林、竹林、畑、水田、小川、ため池、石垣は、昭和 30 年代の県東部地域の「里山」をモデルとしています。里山は、人間が生活のために造ったものであり、自然を放置するのではなく、人間が手を加えることによって、多様な動植物の生息・生育を可能としていました。人間と自然との共生のあり方を考えるとき、生態園は、これからの環境創造のモデルケースの一つとなります。

⑩正能の湿地

主に 2 つの湿地とそれに隣接する 2 つの調整池からなる湿地であり、現在は騎西総合体育館（ふじアリーナ）の整備に伴い、沼の周囲が整備されています。周辺の湿地や休耕地にもヨシ群落が広がっており、水鳥が羽を休める姿を見ることができます。

⑪見沼代用水の旧流路

見沼代用水（星川）の直線化に伴い残された河跡（かせき）です。本流がコンクリート護岸されたため、かつての見沼代用水の姿を今に伝える貴重な史跡です。

⑫オニバス自生地

オニバスは、スイレン科の一年草で、絶滅危惧 I A 類（県指定）の希少植物です。以前あった越中沼に自生しており水田開発による埋め立てにより絶滅したと思われていましたが、周辺の水路改修により、地中に眠っていたオニバスが復活しました。県内唯一の自生地であり、市指定の天然記念物として保護しています。ここには、オニバスの他に、アサザやトチカガミなどの貴重な水生植物も自生しています。

⑬仕出沼

1768 年以降に頻発した、谷田川の洪水による堤防の決壊によって形成されたといわれている、広さ 14a ほどの大きな沼です。「仕出の外池」と呼ばれることもあります。周辺には同様に洪水によってできた沼が複数あり、養魚場や釣り場となっています。

⑭八幡沼

1870年の谷田川の洪水が旧利根川水系に逆流して堤防が決壊し、八幡神社があった場所
が押し流されてできた沼とされています。

⑮お花が池

1786年の河川の決壊口跡といわれ、水深が深く地下水脈と通じています。環境省の絶滅
危惧種に指定されている、「オオモノサシトンボ」や「サンショウモ」が生息・生育して
おり、貴重な自然環境となっています。

⑯お谷が池

1757年の河川の決壊口跡であり、堤防の外側にあったため「外池」とも言われています。
地下水脈とは繋がっておらず、水深は浅く、水温が高いため、かつてはレンコンの栽培や
魚の養殖などが行われていました。

⑰善定寺池

1742年の河川の決壊口跡といわれ、水深が深く水温が低いため、地下水脈と繋がってい
ると推定されています。ヒシが群生しており、近所の子どもたちが釣りや水泳をする場所
として親しまれていました。

(3) 自然環境の保全区域

本市独自の貴重な自然環境として、保全区域に2箇所指定されています。

①志多見砂丘

埼玉県自然環境保全地域（昭和51年3月30日指定）

②浮野の里

さいたま緑のトラスト保全第10号地（平成20年2月決定）

(4) 水の郷百選

水環境保全の重要性について広く国民にPRし、水を守り、水を活かした地域づくりを推進
するため、「水の郷百選」として国土交通省が認定した地域であり、地域固有の水をめぐる歴
史・文化や優れた水環境の保持・保全に努め、水と人との密接なつながりを形成し、水を活か
したまちづくりに優れた成果を上げている107地域が認定されています。

本市においては2地域が認定されています。

①昔ながらの武蔵野の田園風景を残す「浮野の里」（平成7年度認定）

②水輪のまち きたかわべ（平成7年度認定）

(5) 埼玉県指定文化財（天然記念物）

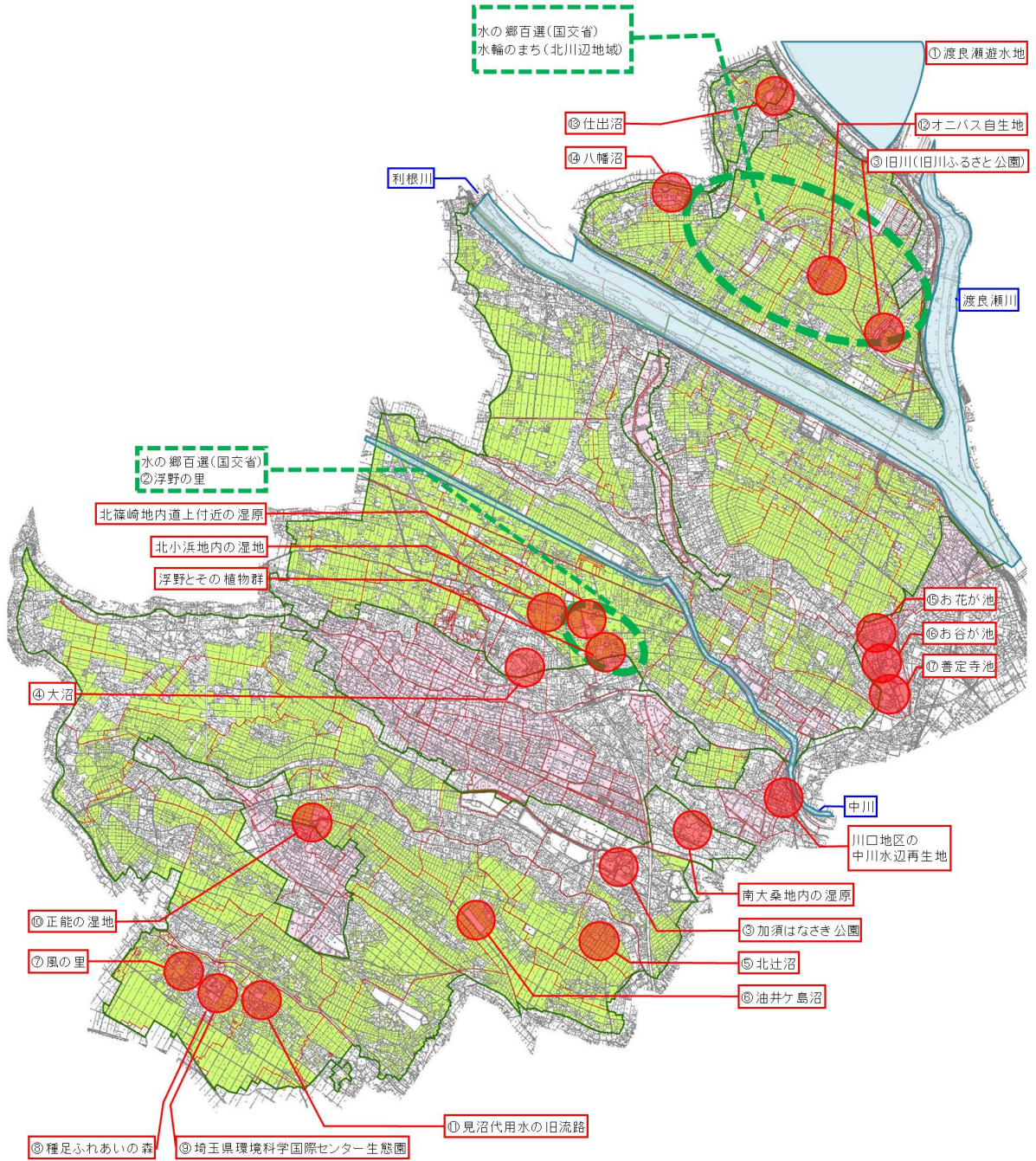
埼玉県にとって重要な文化財として、3箇所が天然記念物に指定されています。

①加須の浮野とその植物（昭和29年10月23日指定）

②玉敷神社のフジ（平成14年3月22日指定）

③中川低地の河畔砂丘群 志多見砂丘（平成26年3月11日指定）

●主な池沼の状況



凡例

- 農業振興地域
- 農用地
- 市街化区域
- 主な水辺
- 水の郷百選(国交省)

(6) 動植物の状況

①生物基礎調査兼自然観察会等において確認できた生きもの

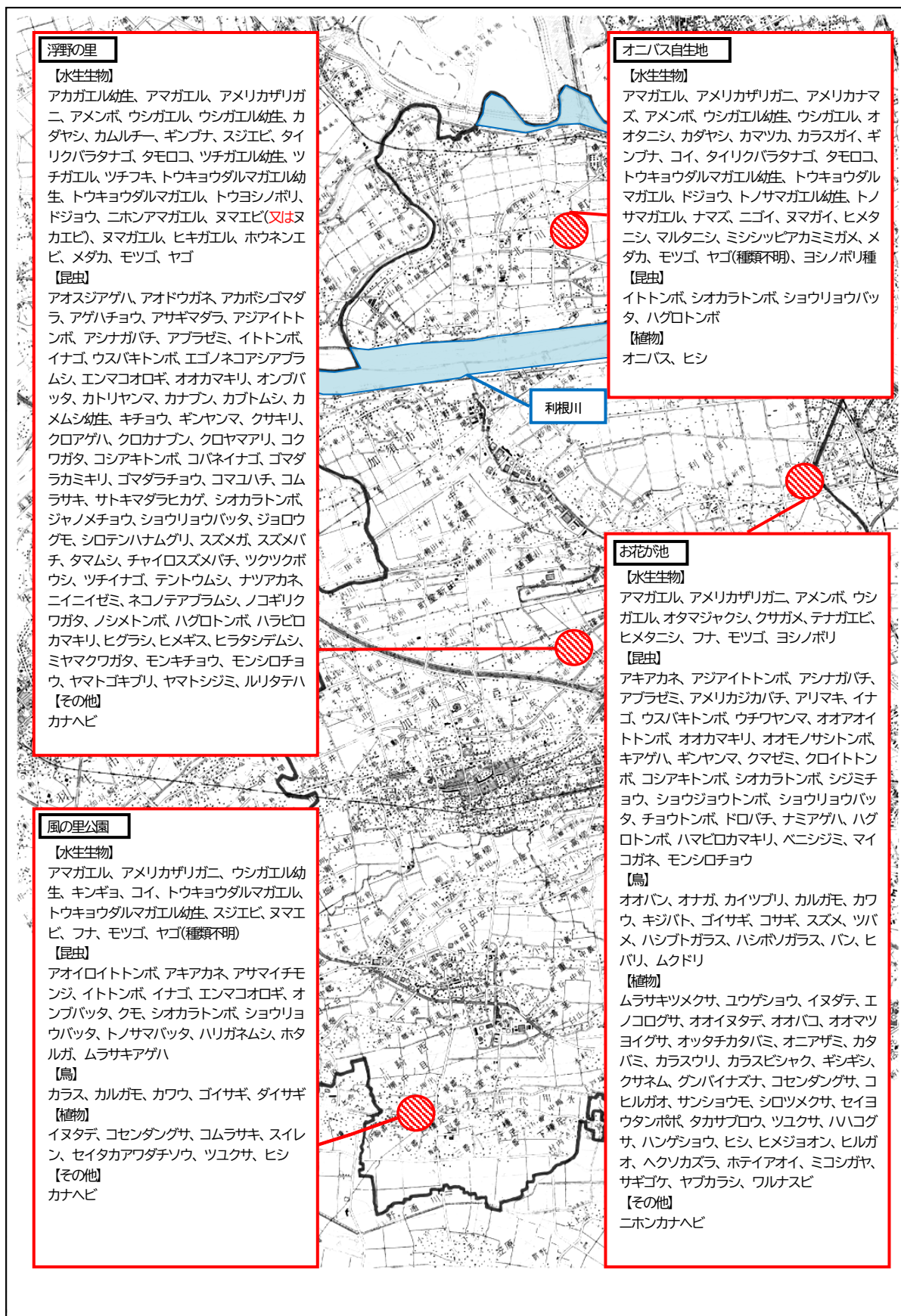
貴重な自然環境や美しい歴史的景観を形成している「浮野の里（加須地域）」、「風の里公園（騎西地域）」、「オニバス自生地（北川辺地域）」、「お花が池（大利根地域）」にて自然観察会を開催しています。

埼玉県川の国アドバイザー、埼玉県生態系保護協会加須支部と連携し、講師としてより詳しい説明等を行っていただくことで、参加者は生物多様性の大切さと市内の自然環境の現状を体感しました。また、この自然観察会に併せて生物基礎調査を実施し、生物多様性かぞ戦略の策定に向けて基礎データを収集しました。

■令和6年度の実施状況

| | 開催日等 |
|--------------------|--|
| 加須地域 (平成24年度～) | <ul style="list-style-type: none"> ●浮野の里水生生物観察会 <ul style="list-style-type: none"> ・日 程：令和6年11月9日（土） ・参加者：79人（保護者含む。） ・講 師：埼玉県環境アドバイザー ●浮野の里昆虫観察会 <ul style="list-style-type: none"> ・日 程：令和6年11月9日（土） ・参加者：66人（保護者含む。） ・講 師：埼玉県環境アドバイザー |
| 騎西地域 (平成26年度～) | <ul style="list-style-type: none"> ●風の里公園自然観察会 <ul style="list-style-type: none"> ・日 程：令和6年9月26日（木） ・参加者：14人（種足小学校3年生12名 教師2名） ・講 師：埼玉県環境アドバイザー |
| 北川辺地域 (平成26年度～) | <ul style="list-style-type: none"> ●オニバス自生地自然観察会 <ul style="list-style-type: none"> ・日 程：令和6年8月24日（土） ・参加者：5人 ・講 師：埼玉県環境アドバイザー |
| 大利根地域 (平成24年度～) | <ul style="list-style-type: none"> ●お花が池自然観察会 <ul style="list-style-type: none"> ・日 程：令和6年6月25日（火） ・参加者：46人（元和小学校5年生44名 教師2名） ・講 師：埼玉県生態系保護協会加須支部 |

●浮野の里・風の里・オニバス自生地・お花が池の確認結果



浮野の里

【水生生物】
 アカガエル幼体、アマガエル、アメリカザリガニ、アメンボ、ウシガエル、ウシガエル幼体、カダヤシ、カムルチー、ギンブナ、スジエビ、タイリクバラタナゴ、タモロコ、ツチガエル幼体、ツチガエル、ツチフキ、トウキョウダルマガエル幼体、トウキョウダルマガエル、トウヨシノボリ、ドジョウ、ニホンアマガエル、ヌマエビ(ヌハカエビ)、ヌマガエル、ヒキガエル、ホウネンエビ、メダカ、モツゴ、ヤゴ

【昆虫】
 アオスジアゲハ、アオドウガネ、アカボシゴマダラ、アゲハチョウ、アサギマダラ、アジアイトトンボ、アシナガバチ、アブラゼミ、イトトンボ、イナゴ、ウスバキトンボ、エゴノネコシアブラムシ、エンマコオロギ、オオカマキリ、オンバツタ、カトリヤンマ、カナブン、カブトムシ、カメムシ幼体、キチョウ、ギンヤンマ、クサキリ、クロアゲハ、クロカナブン、クロヤマアリ、コクワガタ、コシアキトンボ、コバネイナゴ、ゴマダラカミキリ、ゴマダラチョウ、コマユハチ、コムラサキ、サトキマダラヒカゲ、シオカラトンボ、ジャンメチョウ、ショウリヨウバッタ、ジョロウグモ、シロテンハナムグリ、スズメガ、スズメバチ、タマムシ、チャイロスズメバチ、ツクツクボウシ、ツチイナゴ、テントウムシ、ナツアカネ、ニイニイゼミ、ネコノテアブラムシ、ノコギリクワガタ、ノシメトンボ、ハグロトンボ、ハラヒロカマキリ、ヒグラシ、ヒメギス、ヒラタシテムシ、ミヤマクワガタ、モンキチョウ、モンシロチョウ、ヤマトゴキブリ、ヤマトシジミ、ルリタテハ

【その他】
 カナヘビ

オニバス自生地

【水生生物】
 アマガエル、アメリカザリガニ、アメリカナマズ、アメンボ、ウシガエル幼体、ウシガエル、オオタニシ、カダヤシ、カマツカ、カラスガイ、ギンブナ、コイ、タイリクバラタナゴ、タモロコ、トウキョウダルマガエル幼体、トウキョウダルマガエル、ドジョウ、トノサマガエル幼体、トノサマガエル、ナマズ、ニゴイ、ヌマガイ、ヒメタニシ、マルタニシ、ミシシッピアカミミガメ、メダカ、モツゴ、ヤゴ(種類不明)、ヨシノボリ種

【昆虫】
 イトトンボ、シオカラトンボ、ショウリヨウバッタ、ハグロトンボ

【植物】
 オニバス、ヒシ

お花が池

【水生生物】
 アマガエル、アメリカザリガニ、アメンボ、ウシガエル、オタマジャクシ、クサガメ、テナガエビ、ヒメタニシ、フナ、モツゴ、ヨシノボリ

【昆虫】
 アキアカネ、アジアイトトンボ、アシナガバチ、アブラゼミ、アメリカジカバチ、アリマキ、イナゴ、ウスバキトンボ、ウチワヤンマ、オオアイトトンボ、オオカマキリ、オオモノサシトンボ、キアゲハ、ギンヤンマ、クマゼミ、クロイトトンボ、コシアキトンボ、シオカラトンボ、シジミチョウ、ショウジョウトンボ、ショウリヨウバッタ、チョウトンボ、ドロバチ、ナミアゲハ、ハグロトンボ、ハマヒロカマキリ、ベニシジミ、マイコガネ、モンシロチョウ

【鳥】
 オオバン、オナガ、カイツブリ、カルガモ、カワウ、キジバト、ゴイサギ、コサギ、スズメ、ツバメ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、バン、ヒバリ、ムクドリ

【植物】
 ムラサキツメクサ、ユウゲショウ、イヌタデ、エノコログサ、オオイヌタデ、オオバコ、オオマツヨイグサ、オッタチカタバミ、オニアザミ、カタバミ、カラスウリ、カラスビシャク、ギンギン、クサネム、グンバイナズナ、コセンダングサ、コヒルガオ、サンショウモ、シロツメクサ、セイヨウタンポポ、タカサブロウ、ツユクサ、ハハコグサ、ハンゲショウ、ヒシ、ヒメジョオン、ヒルガオ、ヘクソカズラ、ホテイアオイ、ミコシガヤ、サギゴケ、ヤブカラシ、ワルナスビ

【その他】
 ニホンカナヘビ

風の里公園

【水生生物】
 アマガエル、アメリカザリガニ、ウシガエル幼体、キンギョ、コイ、トウキョウダルマガエル、トウキョウダルマガエル幼体、スジエビ、ヌマエビ、フナ、モツゴ、ヤゴ(種類不明)

【昆虫】
 アオイロイトトンボ、アキアカネ、アサマイチモンジ、イトトンボ、イナゴ、エンマコオロギ、オンバツタ、クモ、シオカラトンボ、ショウリヨウバッタ、トノサマバッタ、ハリガネムシ、ホタルガ、ムラサキアゲハ

【鳥】
 カラス、カルガモ、カワウ、ゴイサギ、ダイサギ

【植物】
 イヌタデ、コセンダングサ、コムラサキ、スイレン、セイタカアワダチソウ、ツユクサ、ヒシ

【その他】
 カナヘビ

②生息・生育記録から確認できた生きもの

動植物を対象に市内における生息確認記録があった9つの文献、埼玉県生物多様性データベース、生物基礎調査兼自然観察会の結果から、次の動植物が生息・生育していることが確認できました。

詳細は、資料編「5【参考】市内の動植物」を参照。

■文献一覧

| NO | 文献名 | 発行年 | 調査者、著者等 | 対象項目 | | | | | | | |
|----|--|------|-------------------------|------|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| | | | | 哺乳類 | 鳥類 | 爬虫類 | 両生類 | 昆虫類 | 魚類 | 底生 | 植物 |
| 1 | 加須市史 通史編 | 1981 | 加須市 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 北川辺町町史 資料集10 北川辺の自然 -植物編- | 1985 | 北川辺町史編さん委員会 | | | | | | | | ○ |
| 3 | 行こう・さがそう騎西 の自然 | 1994 | 埼玉県生態系保護協会編 騎西町教育委員会 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 4 | 埼玉県昆虫誌 2 | 1997 | 埼玉県昆虫談話会 | | | | | ○ | | | |
| 5 | 埼玉県昆虫誌 1 第1分冊 | 1998 | 埼玉県昆虫談話会 | | | | | ○ | | | |
| 6 | 埼玉県昆虫誌 1 第2分冊 | 1998 | 埼玉県昆虫談話会 | | | | | ○ | | | |
| 7 | 埼玉県昆虫誌 3 | 1998 | 埼玉県昆虫談話会 | | | | | ○ | | | |
| 8 | 埼玉県昆虫誌 別巻 | 1999 | 埼玉県昆虫談話会 | | | | | ○ | | | |
| 9 | 埼玉県レッドデータブック 動物編 2018 (第4版) | 2018 | 埼玉県みどり自然課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 10 | 埼玉県レッドデータブック 植物編(第4版) 埼玉県の希少野生生物 | 2024 | 埼玉県環境科学 国際センター | | | | | | | | ○ |

■生物調査自然観察会等

| NO | イベント名等 | 開催年等 | 実施主体 | 対象項目 | | | | | | | |
|----|--------------|-------|--------------|------|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| | | | | 哺乳類 | 鳥類 | 爬虫類 | 両生類 | 昆虫類 | 魚類 | 底生 | 植物 |
| 1 | 浮野の里自然観察会 | 2012～ | 加須市環境政策課 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 2 | 風の里公園自然観察会 | 2014～ | 騎西総合支所地域振興課 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3 | オニバス自生地自然観察会 | 2014～ | 北川辺総合支所地域振興課 | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 4 | お花が池自然観察会 | 2012～ | 大利根総合支所地域振興課 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5 | その他情報 | ～2024 | 加須市環境政策課 | ○ | | | | | | | ○ |

■確認結果一覧

| 分類 | 目数 ※植物：門 | 科数 | 和種数 |
|-------|-------------|-----|-------|
| 1 哺乳類 | 7 | 11 | 16 |
| 2 鳥類 | 18 | 37 | 116 |
| 3 爬虫類 | 2 | 6 | 10 |
| 4 両生類 | 2 | 6 | 11 |
| 5 昆虫類 | 12 | 102 | 315 |
| 6 魚類 | 7 | 13 | 37 |
| 7 底生 | 1 | 3 | 3 |
| 8 植物 | 3 | 115 | 548 |
| 合計 | 52 | 293 | 1,056 |

(7) 主な希少生物

①動物

- ・オオタカ（タカ科）《県：絶滅危惧Ⅱ類、国：準絶滅危惧》

カラス大の里山に暮らす代表的なタカです。古くからタカといえば概ねこのオオタカを指します。山地から平地にかけ広い範囲で暮らしていますが、特に冬場は低地にも頻繁に現れます。

- ・チュウサギ（サギ科）《県：絶滅危惧Ⅱ類、国：準絶滅危惧》

いわゆるシラサギの一種で夏鳥として主に東南アジアから渡ってきます。水田などにいるドジョウやカエルなどを食べて暮らしています。繁殖期には竹林などに「サギ山」と呼ばれる集団繁殖地を形成します。

- ・カワセミ（カワセミ科）《県：絶滅のおそれのある地域個体群》

上部は光沢のある青、下部は明るいオレンジ色の大変美しい鳥です。川や池に住む小魚を食べて暮らしています。農業用水路などでも観察されます。

②魚

- ・メダカ（メダカ科）《県：準絶滅危惧2型、国：絶滅危惧Ⅱ類》

水田や池沼、中小河川など、流れのゆるい小川や水路などに生息し、動物プランクトンなどを食べます。水田の減少や、河川の三面護岸など、生息条件の悪化により、県内の産地が激減しており、わずかに加須低地一帯に多産地を残しています。

③昆虫

- ・オオモノサシトンボ（モノサシトンボ科）《県：絶滅危惧ⅠB類、国：絶滅危惧Ⅰ類》

大型のイトトンボで、まるで体に物差しが目盛りがついているように見えます。お花が池のヨシの中で、ひっそりと暮らしている姿を観察できます。

- ・コムラサキ（タテハチョウ科）《県：準絶滅危惧》

河川や池沼、湿地に生えるヤナギの林などに生息します。成虫はクヌギやヤナギなどの樹液を吸い、幼虫は、ヤナギの葉を食べて育ちます。

④植物

- ・ノウルシ（トウダイクサ科）《県：準絶滅危惧、国：準絶滅危惧》

湿地に生える多年草で、4月上中旬に茎の先端付近の葉や花序の苞葉が鮮やかな黄色に色づきます。茎や枝を折ると白い液が出て、触れるとかぶれることから、ノウルシの名前が付いています。

- ・サンショウモ（サンショウモ科）《県：準絶滅危惧、国：絶滅危惧Ⅱ類》

サンショウの葉のような形からその名がつけましたが、シダの仲間の浮草です。晩夏にはお花が池の水面を覆いつくします。

- ・トキソウ（ラン科）《県：絶滅危惧ⅠA類、国：準絶滅危惧》

低温の地下水脈に泥炭が重なる湿原（浮野）に自生しています。高原性植物であり、関東平野では他に自生地がなく、県天然記念物に指定されています。6月頃開花する花の色が、朱鷺の羽の色に似ています。

- ・キタミソウ（ゴマノハグサ科）《県：絶滅危惧Ⅱ類、国：絶滅危惧Ⅱ類》

池や川の水辺に生える小型の1年草です。北海道の北見地方で発見され、熊本県や埼玉県などに飛び離れて分布します。花は小さく3mmほどです。

- ・オニバス（スイレン科）《県：絶滅危惧ⅠA類、国：絶滅危惧Ⅱ類》

オニバスはスイレン科の巨大な浮葉の一年草です。やや富栄養化した池や沼に生える水草で、毎年5月頃から水底の種子が発芽し、6月頃から矢じり型の幼葉をのぼします。7月頃にはとげのある丸い葉を上げ、浮葉の直径は条件がよければ2mにも成長します。

4 生物多様性の保全に向けた市の取組

「豊かな自然と快適な環境のまちづくり」を目指し、市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する「加須市環境基本計画」において、生物多様性の保全に関する主な取組として、次の取組が位置づけられています。

| | 施策事業名 | 事業の内容 |
|---|-------------------|--|
| 1 | 屋敷林等の保全 | 保存樹林などの指定制度により、武蔵野の面影を伝える屋敷林などの身近な緑の保全を推進します。 |
| 2 | エコミュージアムの構築 | 浮野の里をはじめとする地域で受け継がれてきた自然や文化、生活様式を含めた総体としての環境を、自然体験や環境学習の場として活用するエコミュージアムとして位置づけ、環境学習の機会の拡充を図ります。 |
| 3 | 「浮野の里」の保全・活用 | 「浮野の里・葦の会」や「さいたま緑のトラスト協会」と協働し、浮野の里の自然環境やノウルシやトキソウなどの保全・活用を推進します。また、保全体制の充実強化を図り、環境学習や自然体験など多くの人が「浮野の里」を体感できるエコミュージアムの構築を進めます。 |
| 4 | オニバスの保護・活用 | オニバス自生地の管理と情報発信、ガイドの設置、保護団体の育成・支援などにより、オニバスの保護や周辺の自然環境を保全するとともに、環境学習の場として活用します。 |
| 5 | お花が池の保全・活用 | オオモノサシトンボ、サンショウモなどの動植物の保護や情報発信、観察会の開催、保護団体の支援などにより、お花が池及び周辺の自然環境を保全するとともに、環境学習の場として活用します。 |
| 6 | 風の里の保全・活用 | 風の里に生息する動植物や自然環境を保全するとともに、環境学習の場として活用します。 |
| 7 | 営農による緑地の保全 | 農業の担い手に農地を集積することにより、農地の効率的な利用を推進し、集団的な優良農地の確保・保全に取り組みます。また、都市近郊の緑の重要な役割を担う農地や農業用水路などについて、自然や景観に配慮した整備を行います。 |
| 8 | 環境保全型農業の推進 | 農薬・化学肥料を減らした農産物の生産など、環境保全型農業への支援を推進します。 |
| 9 | 鳥獣保護及び外来生物による被害防止 | 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、区域指定による野生鳥獣の保護及び地域住民の安全を確保するとともに、農業や生活環境への被害を軽減するため、渡良瀬川及び利根川近辺に生息確認されているイノシシを中心に有害鳥獣の捕獲等に取り組みます。また、生態系に影響を与えるブラックバスやカミツキガメなどの特定外来生物の適切な取扱いに関する普及啓発に取り組みます。さらに、県のアライグマ防除実施計画に基づくアライグマの捕獲やクビアカツヤカミキリなど特定外来生物が及ぼす被害防止に取り組みます。 |

| | | |
|----|--------------|---|
| 10 | 環境保全区域の指定の推進 | 加須市環境保全条例に基づく環境保全区域の指定を推進することにより、水辺や緑、歴史的遺産、景観など優れた環境を保全します。 |
| 11 | 水辺の再生 | 河川や水路などの整備・改修に併せ、遊歩道や魚巢を整備するなど自然や親水機能の保全・創出に配慮した空間づくりを推進します。 |
| 12 | 利根川河川敷の保全・活用 | 自然環境と共生を図りつつ、自然とふれあい、スポーツなどを行う場として、利根川未来パーク構想に基づき利根川の広大な河川敷の有効利用を図ります。 |
| 13 | 渡良瀬遊水地の保全・活用 | ラムサール条約の理念である「保全(・再生)」、「ワイズユース(賢明な利用)」、「交流・学習(CEPA)」を関係団体や地域住民との連携・協働により推進し、渡良瀬遊水地の水辺や湿地を保全するとともに、環境学習・環境教育や観光拠点としての利活用を図ります。 |
| 14 | 河川浄化の推進 | 冬期の河川・水路などへの流量が減少することによる水環境の悪化を防ぐため、冬期に農業用水路を利用した冬期試験通水(冬水)を実施し、水質の浄化を図ります。また、河川浄化団体などとの協働により、生活排水の適正処理や河川の浄化活動を推進します。 |
| 15 | 緑の創造 | グリーンカーテンの普及、庭木・草花の植樹を図るなど市民によるまちの緑の創造を促進します。 |
| 16 | 志多見砂丘の保全 | 市特有の貴重な環境資源を保全するため、埼玉県自然環境保全地域や県天然記念物に指定される、志多見砂丘の赤松等の貴重な緑や特異な地形等の保全を推進します。 |

第4章 生物多様性かぞ戦略の必要性和課題

生物多様性を守るための取り組みは、誰かがではなく、一人ひとりが生物多様性との関わりを日常の暮らしの中で捉え、実感し、身近なところから一つずつ取り組んでいくことが大切です。

本市の自然環境の保全に向けた取組を推進し、市の特徴・地域性を踏まえた特有の生物多様性の保全及び持続可能な利用を通じて、生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる、自然と共生したまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、生物多様性かぞ戦略（以下「かぞ戦略」という。）を策定しています。

1 かぞ戦略の必要性

(1) 市民意向から見た必要性

第2次加須市環境基本計画の策定に伴い令和7年9月に実施した「加須市の環境に関するアンケート調査」では、「環境保全を推進していくために期待する施策について」の問いに対し、第2次計画と同様に市民・事業者・中学生とも「水と緑が豊かな自然環境の保全」が多い結果となりました。一方で、空き家対策や耕作放棄地の解消への期待が高まりました。

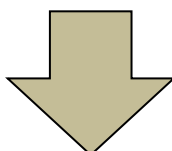
また、「加須市まちづくりアンケート」の「自然環境との共生」の問いに対する満足度及び重要度の結果は、いずれも前回（令和元年度）調査時に比して値が上昇していました。

●加須市の環境に関するアンケート結果

| | 市民 | 事業所 | 中学生 |
|----|---------------------------|---------------------------|---------------------------------------|
| 1位 | 空き家対策の推進 (33.8%) | 水と緑が豊かな自然環境の保全 (43.7%) | 水と緑が豊かな自然環境を守る (51.2%) |
| 2位 | 水と緑が豊かな自然環境の保全 (31.4%) | 空き家対策の推進 (35.8%) | ポイ捨てごみのない、きれいなまちにする (44.7%) |
| 3位 | 耕作放棄地の解消 (22.6%) | 耕作放棄地の解消 (22.5%) | 野鳥や昆虫、魚など、生き物がすむところを守り、育てる (30.2%) |

●加須市まちづくりアンケート結果（自然環境との共生）※ 「満足」「やや満足」の合計

| | 満足度 | 重要度 |
|--------|-----|-----|
| 令和6年度 | 20% | 64% |
| 令和元年度 | 15% | 55% |
| 平成26年度 | 26% | 55% |



「自然環境との共生」に向けて生物多様性を保全する計画的取組が必要

(2) 市の特徴・地域性から見た必要性

①水田の減少

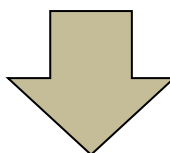
地域の農林業の実態を明らかにすることを目的として農林水産省が実施する農林業センサスの結果、本市の「田」について平成27年度と令和2年度を比較すると、「田のある経営体」、「稲を作った田の経営体」は、いずれも約3～4割減少し、田の面積においても約1割減少しています。

●水田の状況（農林業センサス：各年2月1日現在）

| 区 分 | 平成 22 年 (2010 年) | 平成 27 年 (2015 年) | 令和 2 年 (2020 年) | | |
|---------------|---------------------|---------------------|-----------------|---------|--------|
| | | | | 平成 27 年 | |
| | | | | 差 引 | 割 合 |
| 田のある経営体数（経営体） | 3,614 | 2,981 | 2,280 | ▲1,334 | ▲36.9% |
| 田の面積（a） | 473,235 | 427,337 | 441,727 | ▲31,508 | ▲6.7% |
| 稲を作った田（経営体） | 3,569 | 2,943 | 2,123 | ▲1,446 | ▲40.5% |
| 田の面積（a） | 428,895 | 391,760 | 366,216 | ▲62,679 | ▲14.6% |

②貴重な生きものの生息・生育

浮野の里やオニバス自生地等の市特有の水辺環境には、ノウルシやトキソウ、オニバス、サンショウモやオオモノサシトンボを始めとした貴重な生きものが数多く存在しています。



市の特徴や地域性を踏まえた生物多様性を保全する計画的取組が必要

2 かぞ戦略策定の課題

第3次かぞ戦略の策定に当たっては、第2次計画同様「生物多様性」という言葉自体から、かぞ戦略の必要性を丁寧に説明していくとともに、本市の特徴・地域性や現状を踏まえた取組を推進していく必要があります。

- 課題1 市の自然環境に関心を持ち、多様な生きものつながりが私たちの生活の基盤になっていることを伝えていく必要があります。
- 課題2 緑豊かな水田を保全し、様々な生物種の保全を図るため、農地の保全や環境保全型の農業を推進し、持続可能な利用に繋げていく必要があります。
- 課題3 利根川や渡良瀬遊水地、農業用水路や浮野の里や風の里、オニバス自生地、お花が池を始めとする池沼など、様々な生きものが生息・生育する市特有の水辺を保全・再生し、生物種の保全を図るため、環境学習や教育を推進し、持続可能な利用に繋げていく必要があります。
- 課題4 生物多様性のために私たち一人ひとりが身近なところから考え、一つずつ着実に実行し、水と緑の豊かな自然環境を次世代に引き継いでいく必要があります。

〈参考〉生物多様性の言葉の認知度

| | 令和元年8月 | | 令和4年7月 |
|------------------------|--------|---|--------|
| ・言葉の意味を知っていた | 19.7% | → | 29.4% |
| ・意味は知らないが、言葉は聞いたことがあった | 31.5% | → | 43.2% |
| ・聞いたこともなかった | 47.8% | → | 26.5% |

■資料：「生物多様性に関する世論調査」（令和4年7月、内閣府）

※ 令和元年度以前は「環境問題に関する世論調査」として実施

・全国18歳以上の者：3,000人

・有効回収数：1,557人（回収率51.9%）※ 郵送又はインターネット回答

・調査期間：令和4年7月21日～8月28日

〈参考〉生物多様性の言葉の認知度

（環境問題への対応に向けた取組の言葉・内容について ※ 多い順）

| | |
|--------------------|-------|
| ・食品ロス | 78.4% |
| ・SDGs | 69.4% |
| ・カーボンニュートラル | 49.2% |
| ・マイクロプラスチックによる海洋汚染 | 43.2% |
| ・フードドライブやフードバンク | 29.8% |
| ・生物多様性 | 20.6% |

以下省略

■資料：「加須市の環境に関するアンケート調査」（令和7年9月、加須市）

※ 対象は、市民、事業者、中学生であるが、ここでは市民の結果のみ記載

・市民18歳以上の者：3,000人

・有効回収数：1,442人（回収率48.1%）※ 郵送回答

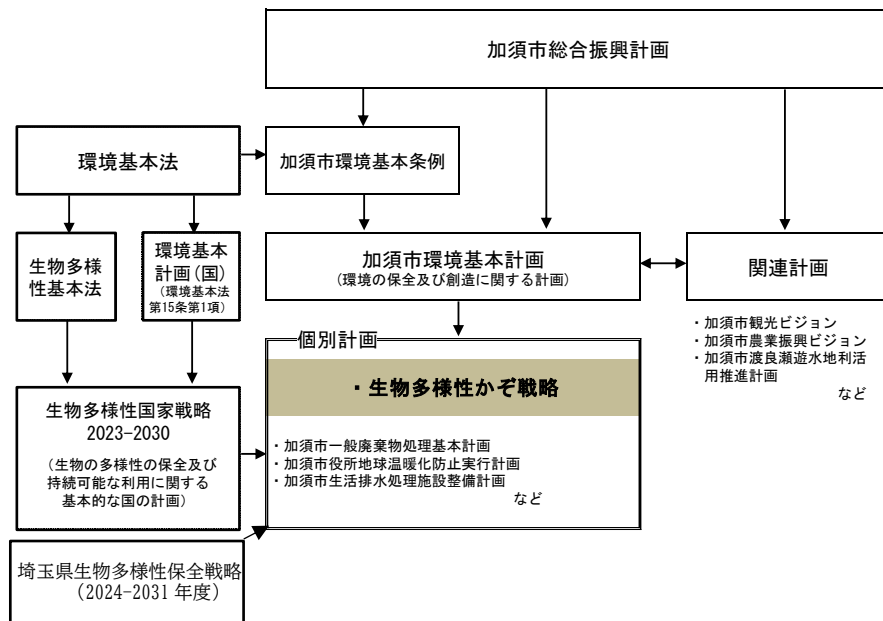
・調査期間：令和7年9月19日～10月10日

第5章 かぞ戦略の位置付け・計画期間

1 かぞ戦略の位置付け

かぞ戦略は、加須市環境基本計画の個別計画であり、本市の自然的社会的条件に応じた生物多様性の保全及び持続可能な利用を通じて、生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる、自然と共生したまちづくりを実現するための取組を示すものです。

●かぞ戦略の位置付け



2 対象区域

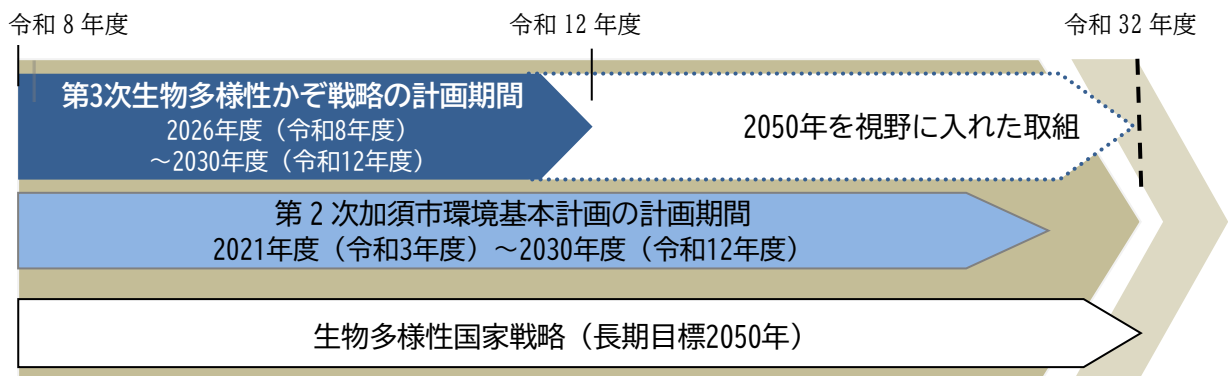
かぞ戦略は、加須市全域を対象に取り組みます。

3 計画期間

かぞ戦略の計画期間は、第2次加須市環境基本計画の計画期間を踏まえ2026年度(令和8年度)から2030年度(令和12年度)までの5年間とします。

また、長期的には生物多様性国家戦略の長期目標である2050年を視野に入れて取り組みます。

●計画の期間



4 生物多様性かぞ戦略とSDGsの関連

| | 1 貧困をなくそう | 2 飢餓をゼロに | 3 すべての人に健康と福祉を | 4 質の高い教育をみんなに | 5 ジェンダー平等を実現しよう | 6 安全な水とトイレを世界中に | 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 8 働きがいも経済成長も | 9 産業と技術革新の基盤をつくろう | 10 人や国の不平等をなくそう | 11 住み続けられるまちづくりを | 12 つくる責任・つかう責任 | 13 気候変動に具体的な対策を | 14 海の豊かさを守ろう | 15 陸の豊かさも守ろう | 16 平和と公正をすべての人に | 17 パートナリーシップで目標を達成しよう |
|------------------------------|-----------|----------|----------------|---------------|-----------------|-----------------|----------------------|--------------|-------------------|-----------------|------------------|----------------|-----------------|--------------|--------------|-----------------|-----------------------|
| I 守る・再興する | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| I-1 生息・生育環境の保全・再生 | | | | | | ● | ● | | | | ● | ● | ● | | ● | | ● |
| I-2 緑の保全・創造・活用 | | | | | | ● | ● | | | | ● | ● | ● | | ● | | ● |
| I-3 農地の保全 | | ● | | | | ● | ● | | | | ● | ● | ● | | ● | | ● |
| I-4 水辺環境の保全・再生・活用 | | | | | | ● | ● | | | | ● | ● | ● | | ● | | ● |
| I-5 特定外来生物・鳥獣対策 | | | | | | | | | | | ● | ● | | | ● | | ● |
| II 知る・学ぶ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| II-1 生物多様性の普及及び学習・教育 | | | | ● | | | | | | | ● | ● | ● | ● | ● | | ● |
| III 活用する | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| III-1 自然観察会等の開催に係る他機関・団体との連携 | | | | ● | | | | | | | ● | | ● | | ● | | ● |
| III-2 自然とのふれあいの促進 | | | | ● | | ● | ● | | | | ● | ● | ● | | ● | | ● |

第6章 かぞ戦略の目標

1 かぞ戦略の基本目標

加須市環境基本計画における本市の「望ましい環境像」

豊かな自然と快適な環境のまちづくり



かぞ戦略における基本目標

私たちがずっと安心して暮らすためには、屋敷林や社寺林とそれに連なる農村集落が点在する田園風景、利根川や渡良瀬遊水地、農業用水路や池沼などの水辺など、水と緑の豊かな自然環境で育まれた様々な生きものを守っていくことが大切です。

特に本市は、コウノトリが飛来したことや埼玉県における希少野生植物が51種確認でき、先人から受け継いだこれらの自然環境を保全し、多様な生きものを後世に伝えていく必要があります。

本取組によって、加須市環境基本計画における望ましい環境像「豊かな自然と快適な環境のまちづくり」を更に推進するため、豊かな自然と共生するまちをつくりまします。

豊かな自然と共生するまちをつくる
～ ネイチャーポジティブの実現 ～

第3次かぞ戦略策定の考え方

第3次生物多様性かぞ戦略の策定にあたっては、従来の「先人から受け継いだ水と緑に恵まれた環境を保全し、人と自然が共生できるまちづくり」の理念を踏襲しつつ、生物多様性に関する国の方向性として「ネイチャーポジティブ」の2030年までの実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用していくこととされていることから、第3次では課題を洗い出し、当目標に向かって取り組んでいくものとしまします。

〈参考〉加須市環境基本条例

前文（抜粋）

～ 先人から受け継いだ水と緑に恵まれた環境を保全し、人と自然が共生できるまちづくりを推進することが私たち市民の使命である。

2 かぞ戦略の3つの目標

市民一人ひとりが本市の水と緑の豊かな自然環境を知り、本市の特徴や地域性の「埼玉一の米どころ」、「身近な水辺が数多く存在」していることを活かした生物多様性の保全及び持続可能な利用を通じて、生物多様性の状態を現状以上に豊かにします。さらに生物多様性がもたらす恵みを将来にわたって享受できる自然と共生するまちを実現するため、かぞ戦略の3つの目標を「知る・学ぶ」「守る・再興する」「活用する」として戦略を推進します。

多様な生きものが育む自然環境を

市の自然環境の恵みを持続性を持って

活用する



守る・再興する



市の自然環境・生物多様性を

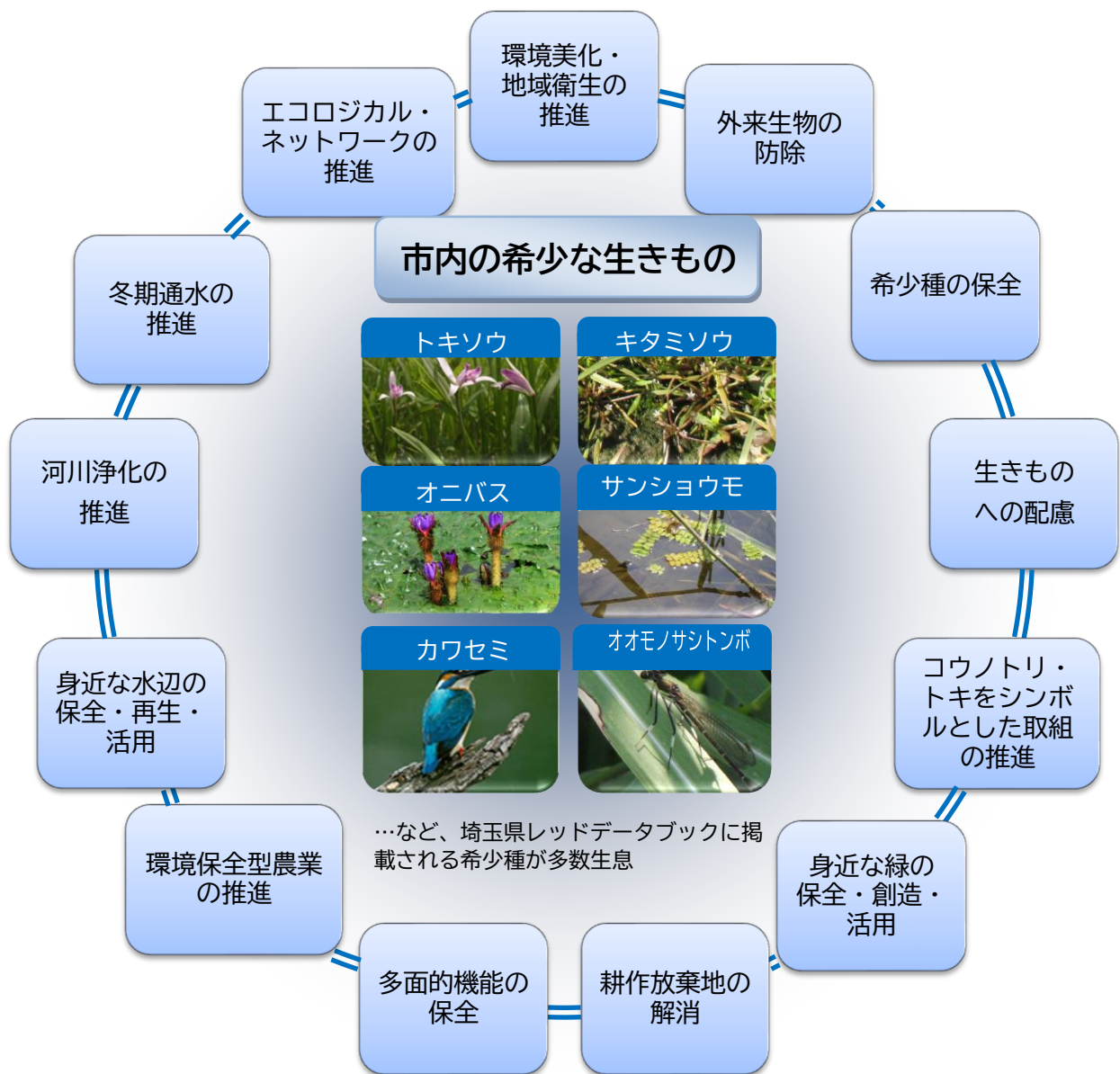
知る・学ぶ

目標 I 守る・再興する

多様な生きものが育まれる自然環境を守るとともに再興し、後世に伝えます

自然と共生するまちを実現するため、本市の特徴や地域性である、緑豊かな水田や利根川や渡良瀬遊水地、身近な池沼など、多様な生きものが育む自然環境を守るとともに再興するための取組を、市民や事業者、団体等の各主体との連携により推進します。

■目標の実現に向けた取組



目標Ⅱ 知る・学ぶ

加須市の自然環境を知り、学ぶことで生物多様性を保全・再生する取組への意識の高揚を図ります

自然と共生するまちを実現するため、生物多様性の保全・再生に関する本市の取組（「加須市環境学習講座」等）や生物多様性と日常生活との関わりなどの情報発信、生物多様性の学習・教育の推進により、本市の自然環境を知る・学ぶことを通じて、生物多様性を保全・再生する取組への意識の高揚を図ります。

■目標の実現に向けた取組



目標Ⅲ 活用する

水と緑の豊かな自然環境の恵みを 持続性を持って活用します

自然と共生するまちを実現するため、水辺における自然観察会の開催や水田・農地を活用した農業体験、まつりやスポーツイベントなどを開催する場として活用し、本市の水と緑の豊かな自然環境の恵みを楽しみます。

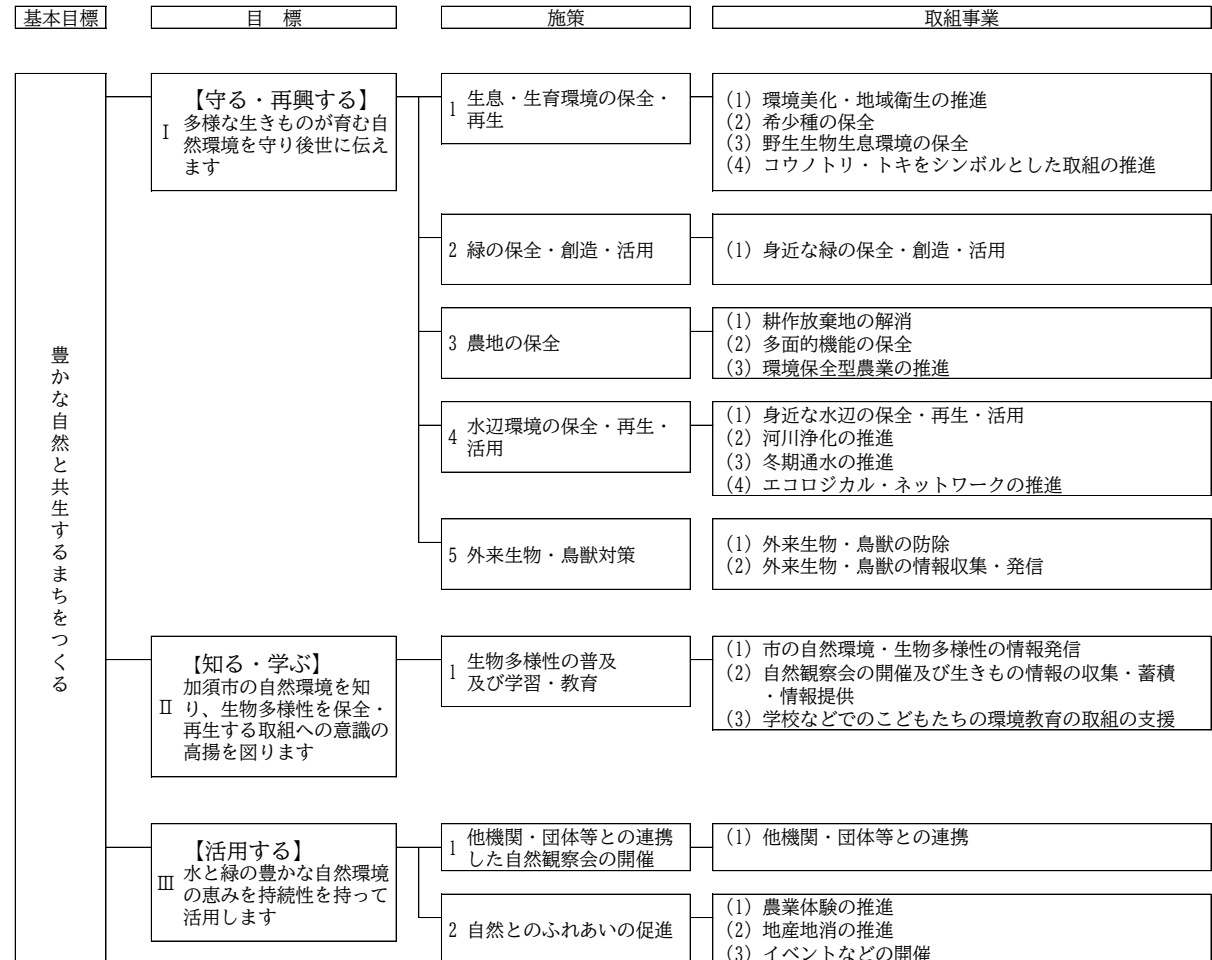
■目標の実現に向けた取組



第7章 かぞ戦略の行動計画

1 かぞ戦略の体系

基本目標に掲げる豊かな自然と共生するまちの実現に向けて、3つの目標、8つの施策により、生物多様性の保全及び持続可能な利用のための取組を推進します。



2 行動計画

目標 I 【守る・再興する】多様な生きものが育む自然環境を守るとともに再興し、後世に伝えます

自然と共生するまちを実現するため、本市の特徴や地域性である、緑豊かな水田や利根川や渡良瀬遊水地、身近な池沼など、多様な生きものが育む自然環境を守り豊かにする取組を、市民や事業者、団体等の各主体との連携により推進します。

■施策 I-1 生息・生育環境の保全・再生

清掃活動やリサイクルなどの地域衛生・環境負荷低減への取組や外来生物の防除、開発時等における生きものへの配慮により生息・生育環境を保全・再生します。

また、希少種の保全に取り組むとともに、コウノトリ・トキをシンボルとした生物多様性の保全に広域で連携し取り組みます。

取組事業 I-1- (1) 環境美化・地域衛生の推進

①快適かぞ市民活動や渡良瀬遊水地クリーン作戦などの清掃活動やリサイクルなどの環境活動を促進し、生きものの生息・生育環境を保全します。

| 指標 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) | 取組内容等 | 市民 | 事業者 | 行政 |
|---------------------------------|------------|-------------|---|----|-----|----|
| 一斉清掃参加人数 | 15,231人 | 35,500人 | ・事業者、学校、その他団体と連携を図り、引き続き、参加を呼びかけるほか、各種の衛生期間と連動した日程とすることで、参加気運の醸成を図り、市内の環境美化を促進する。 | ● | ● | ● |
| 利根川河川敷緑地公園 不法投棄パトロール 実施回数 | 6回 | 6回 | ・不法投棄物の回収など、清掃活動を行うことにより、生きものの生息、育成場所の保全に努める。 | | | ● |

担当課：資源リサイクル課・道路公園課

取組事業 I-1- (2) 希少種の保全

①ノウルシやトキソウ、オニバス、オオモノサシトンボ、サンショウモ、キンランなどの生息・生育環境を保全します。

②かつては本市の身近な所で目にしたメダカ、ホタル、カブトムシ、クワガタなどの水生生物や昆虫の再生に取り組むため、市内に再生できる拠点を設けます。

| 指標 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) | 取組内容等 | 市民 | 事業者 | 行政 |
|--------------------|------------|------------------------------|---|----|-----|----|
| トキソウ自生地の 調査回数 | 12回 | 12回 | 【浮野の里】 ・「浮野の里・葦の会」と連携し、「浮野の里」の保全及び利活用に努める。 ・トキソウの活用方法の検討。 ・毎月、現地調査を実施し、トキソウの種の採取などを行う。 | ● | | ● |
| 水生生物及び昆虫の 再生拠点数 | 新規のため非該当 | ・4箇所(それぞれ各 地域単位で各1箇 所) | ・市内4箇所の代表的な水辺環境である(加須地域:浮野の里、騎西地域:風の里、北川辺地域:オニバス自生地、大利根地域:お花が池)の保全に努め、本市の自然環境の保全・活用に取り組む。 | ● | ● | ● |

担当課：環境政策課・各総合支所地域振興課

取組事業 I-1- (3) 野生生物生息環境の保全

- ①新たな開発時やほ場や河川、水路の整備・改修時には、生きものの生息・生育場所やその周辺の生物多様性の保全に配慮します。

| 指標 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) | 取組内容等 | 市民 | 事業者 | 行政 |
|-------------|-----------------------------|-----------------------------|--|----|-----|----|
| 魚巢ブロック設置箇所数 | 0箇所 | 1箇所 | ・魚巢ブロックを概ね100mに1箇所の間隔で設置し、埼玉県と連携を図りながら、一定間隔に設置できるよう調整し水辺環境の保全に努める。 | | | ● |
| 公園内の池の清掃箇所数 | 2箇所 ・花崎城山公園 ・斎藤与里記念公園 | 2箇所 ・花崎城山公園 ・斎藤与里記念公園 | ・公園内の池の清掃を行うことにより、生きものの育成・生息場所の保全に努める。 | | | ● |

担当課：治水課・道路公園課

取組事業 I-1- (4) コウノトリ・トキをシンボルとした取組の推進

- ①「渡良瀬遊水地エリア エコロジカル・ネットワーク推進協議会」、「コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム」に参画し、コウノトリやトキをシンボルとした生物多様性の保全に連携して取り組みます。
- ②小山市域で誕生したコウノトリの生育環境を近隣自治体と強化し、更なる生物多様性の保全に取組みます。

| 指標 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) | 取組内容等 | 市民 | 事業者 | 行政 |
|-----------------|------------|-------------|---|----|-----|----|
| 野鳥観察会等の参加啓発周知回数 | 新規のため非該当 | 1回 | ・一般社団法人加須市物産観光協会等による野鳥観察会への参加に係る周知 | ● | ● | ● |
| 三県境フェアの参加者数 | 新規のため非該当 | 500人 | 三県境は、平地では国内唯一である栃木県栃木市、群馬県板倉町及び埼玉県加須市の県境であることから、渡良瀬遊水地エコネット100選の一つに選ばれており、その地域資源活用の一環として、コウノトリやトキを含めたエコロジカルネットワークによる魅力的な地域づくりについて周知を図る。 | | | ● |

担当課：環境政策課・北川辺総合支所地域振興課

■施策 I-2 緑の保全・創造・活用

屋敷林の保全や街路樹や公園、自宅などへの植栽などの取組をとおり、身近な緑を保全・創造します。

また、志多見砂丘の保全に取り組みます。

取組事業 I-2- (1) 身近な緑の保全・創造・活用

- ①屋敷林、街路樹、雑木林、公園や敷地内の樹木や草花などの身近な緑を保全・創造します。
- ②グリーンカーテンにより、まちの緑を創造し、美しい景観の形成につなげるほか、二酸化炭素の吸収源として活用します。
- ③志多見砂丘の赤松等の貴重な緑や特異な地形等を保全します。
- ④昆虫等の動植物の再興のために、また、本市特有の武蔵野の面影を残すクヌギ並木など雑木林等、身近な緑の自然再興に取り組みます。
- ⑤植栽を行う場合は、地域本来の在来種を植えるように配慮します。

| 指標 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) | 取組内容等 | 市民 | 事業者 | 行政 |
|------------------------|------------|-------------|---|----|-----|----|
| 保存樹林の指定面積 | 91,718㎡ | 132,000㎡ | ・保存樹林等の指定拡大、オープンガーデン登録庭数の増加、グリーンカーテン設置促進、志多見砂丘の松くい虫防除対策実施などにより、保存樹林を確保していく。 | ● | | ● |
| 公共施設グリーンカーテン設置数(学校は除く) | 9箇所 | 50箇所 | ・公共施設等へのグリーンカーテンの設置を促進する。 | | | ● |
| 植樹帯の適正な維持管理の対応率 | 100% | 100% | ・道路の安全を確保するとともに景観に配慮した維持管理を行い、植樹帯の適正な維持管理に努める。 | | | ● |
| 公園内の樹木剪定箇所数 | 公園緑地151箇所 | 公園緑地151箇所 | ・身近な緑を維持するため、公園の樹木の剪定を行い、明るく利用しやすい公園の整備に努める。 | | | ● |
| クヌギ並木の再生箇所数 | 新規のため非該当 | 4箇所 | ・本市の美しい景観の一つである武蔵野の風景の面影を残すくぬぎ並木を保全再生することで、本市の生態系や自然環境保全に係る意識の醸成を図る。 | ● | | ● |
| 植物生育環境創出取組周知啓発回数 | 新規のため非該当 | 4回 | ・季節ごとに各家庭など身近なところで植物の生育環境創出取組の周知啓発を実施する。 | ● | ● | ● |

担当課：環境政策課・道路公園課・各総合支所農政建設課

■施策 I-3 農地の保全

農地は、様々な生きものを育むとともに国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成などの多面的な機能を有します。田んぼを始めとした「農地」の保全により、生きものの生息・生育環境を守るため、耕作放棄地の解消や多面的機能支払交付金などの支援制度を活用し、多面的機能の保全、環境保全型農業に取り組めます。

また、田んぼへの湛水により、生きものの生息・生育環境の保全に取り組めます。

取組事業 I-3- (1) 耕作放棄地の解消

- ①担い手農家へ農地集積を推進します。
- ②(株)かぞ農業公社と連携し、農地の適正管理を推進します。

| 指標 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) | 取組内容等 | 市民 | 事業者 | 行政 |
|---|------------|-------------|---|----|-----|----|
| 耕作放棄地解消・再生農地活用面積(年間解消面積3ha) ※農地中間管理事業等により営農を再開した面積 | 9.0ha | 3.0ha | ・農業委員・農地利用最適化推進委員・(株)かぞ農業公社等と連携し、優良農地を保全するため、耕作放棄地の解消など、農地の適正管理を推進する。 | ● | | ● |

担当課：農業委員会

取組事業 I-3- (2) 多面的機能の保全

- ①水源の涵養や自然環境の保全など、農地の多面的機能の保全を推進します。

| 指標 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) | 取組内容等 | 市民 | 事業者 | 行政 |
|----------|------------|-------------|--|----|-----|----|
| 補助対象活動面積 | 792ha | 660ha | ・市内約40団体に対して適切な指導・支援や事業実施をサポートするほか、中間管理事業等や土地改良事業等が行われた地域に対し引き続き新たな事業による更なる面積の拡充を図る。 | ● | | ● |

担当課：農業振興課・各総合支所農政建設課

取組事業 I-3- (3) 環境保全型農業の推進

①減農薬・減化学肥料・有機農業などの農産物生産の取組を支援します。

| 指標 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) | 取組内容等 | 市民 | 事業者 | 行政 |
|----------------------------|------------|-------------|--|----|-----|----|
| 環境保全型農業 直接支払交付金 取組面積 | 3,599a | 1,070a | ・環境保全型農業推進事業の周知を行い、化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援していく。 | ● | | ● |

担当課：農業振興課・各総合支所農政建設課

■施策 I-4 水辺環境の保全・再生・活用

利根川や渡良瀬遊水地、河川や用水路、池沼など様々な生きものを育む身近な水辺環境を保全・再生するため、関係団体と連携し、水辺の保全活動や河川浄化の推進、冬期通水の推進に取り組みます。

また、多様な生きものが育む水辺環境のエコロジカル・ネットワークを推進します。

取組事業 I-4- (1) 身近な水辺の保全・再生

- ①浮野の里や風の里、オニバス自生地、お花が池などの池沼を保全・再生します。
- ②生きものが育む場として利根川河川敷の保全・再生に取り組みます。
- ③「渡良瀬遊水地保全・利活用協議会」に参画し、渡良瀬遊水地の保全と利活用に取り組みます。
- ④水生生物等の動植物の再興のために、池沼や湿地等、身近な緑の自然再興に取り組みます。
- ⑤浮野の里の水生生物の棲み家となる田掘りの汚泥を定期的に浚渫します。

| 指標 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) | 取組内容等 | 市民 | 事業者 | 行政 |
|--|------------|-------------|--|----|-----|----|
| 浮野の里・葦の会への 保全活動の委託数 | 1回 | 各1回 | ・公有地管理を中心とした「浮野の里・葦の会」への管理委託を継続し、「浮野の里の保全・利活用方針」に基づき、浮野の里の保全に取り組む。 | | | ● |
| 風の里の 草刈り・ごみ拾い等の 実施回数 | 2回 | 2回 | ・風の里の地域との連携を踏まえ、自然観察会等の実施に備え、除草等の活動を行なう。 | ● | | ● |
| お花が池の外来種防除・ 草刈り・ごみ拾い等の 実施回数 | 6回 | 6回 | ・地域の保護団体等による草刈り及びごみ拾いを実施し、お花が池の環境保全に取り組む。 | ● | ● | ● |
| オニバス自生地の 保護活動回数 | 4回 | 7回 | ・オニバスの会との連携を図りながら、次年度の開花時期に向け、除草等の活動をしていく。 | ● | | ● |
| 渡良瀬遊水地保全・利活用 協議会への参画数 (幹事会・部会含む) | 1回 | 1回 | ・渡良瀬遊水地保全・利活用協議会にも参画し、関係機関と連携した渡良瀬遊水地の保全・利活用を推進する。 | ● | | |
| 利根川河川敷緑地公園 除草回数 | 3回 | 2回 | ・利根川河川敷緑地公園の除草を行い、生きものの育む場の保全及び訂正な生育環境の管理に努める。 | | | ● |
| 田堀浚渫の回数 | 1回 | 3年に1回 | ・浮野の里の田彫りを定期的に浚渫し、適正に維持管理していく。 | | | ● |

担当課：環境政策課・各総合支所地域振興課・道路公園課

取組事業 I-4- (2) 河川浄化の推進

- ①会の川や旧川などの河川の浄化活動を推進します。
 ②公共下水道や農業集落排水による排水処理の適正化や合併処理浄化槽の普及を促進します。

| 指標 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) | 取組内容等 | 市民 | 事業者 | 行政 |
|-----------------------|---|---|---|----|-----|----|
| 会の川清掃の参加人数 | 60人 | 60人 | ・河川清掃活動等への市民参加を促進し市内全域の環境美化を図る。 | ● | ● | ● |
| 浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽普及率 | 53% | 63.6% | ・広報紙やホームページ等による補助金制度の周知や戸別訪問等により、合併処理浄化槽への転換を促進する。 | ● | | ● |
| 公共下水道加入率 農業集落排水加入率 | 公共下水道加入率 83.1% 農業集落排水加入率 78.6% | 公共下水道加入率 84.1% 農業集落排水加入率 86.4% | ・広報紙やホームページ及びマンホールカードのほかイベント等並びに戸別訪問等により下水道、農業集落排水への接続の周知促進を図る。 | ● | | ● |
| 一斉清掃実施回数 (大利根地域) | 3回 | 3回 | ・大利根地域の一斉清掃に合わせた河川等のごみ拾いを実施する。 ・大利根地域内での啓発品等の配布も含めた河川等へのごみのポイ捨て禁止及び浄化槽の適正管理に関する啓発チラシを回覧する。 | ● | ● | ● |
| 旧川美化活動実施回数 | 5回 | 5回 | ・「旧川の自然と環境を守る会」の充実や、自治会等地域住民との協働体制により、環境美化活動(美化デー等)及び旧川クリーン大作戦を通じた環境美化活動を促進する。 | ● | ● | ● |

担当課：環境政策課・下水道課・大利根総合支所地域振興課・北川辺総合支所農政建設課

取組事業 I-4- (3) 冬期試験通水の推進

- ①河川の水環境の改善のため、冬期試験通水(冬水)を推進します。

| 指標 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) | 取組内容等 | 市民 | 事業者 | 行政 |
|-----------------------------|------------|-------------|--|----|-----|----|
| 市内50地点のBOD値 (冬期)の環境基準達成率 | 52% | 100% | ・冬期試験通水拡充のための関係機関との調整のうえ冬期(濁水期)のBOD値について環境基準達成に取り組む。 | | | ● |

担当課：環境政策課

取組事業 I-4- (4) エコロジカル・ネットワークの推進

- ①生きものが移動する渡り廊下となる連続した自然空間(生態的回廊)としてエコロジカル・ネットワークを推進します。

| 指標 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) | 取組内容等 | 市民 | 事業者 | 行政 |
|------------------------|------------|-------------|--|----|-----|----|
| 水鳥に係る湿地への飛来に関する会議への参画数 | 新規のため非該当 | 2会議 | ・「渡良瀬遊水地エリアエコロジカル・ネットワーク形成アクションプラン」に基づき広域連携での取組を推進していく。 ・「コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム」に参画し、コウノトリやトキをシンボルとした生物多様性の保全に連携して取組み、市内の取組へつなげていく。 | | | ● |
| ホームページの更新回数 | 新規のため非該当 | 4回 | ・「渡良瀬遊水地エリアエコロジカル・ネットワーク形成アクションプラン」の「交流学习」(3)-①に基づき、「情報の共有・発信の実行」に取り組む。 ・市ホームページを通じて新たにエコロジカルネットワークに係る情報を適宜提供提供する。 | | | ● |

担当課：環境政策課・

■施策 I-5 外来生物・鳥獣対策

近年、アライグマ、イノシシ、クビアカツヤカミキリなど、生活に被害を及ぼす特定外来生物や有害鳥獣が急増しています。そこで、捕獲や防除対策など、特定外来生物などを対象とした捕獲・駆除を行います。

また、外来生物を入れない・捨てない・広げないの三原則に関する情報の発信に取り組みます。

取組事業 I-5- (1) 外来生物・鳥獣の防除

- ①特定外来生物などの捕獲・駆除を行います。
- ②クビアカツヤカミキリによる被害拡大を防止するため、公共施設におけるサクラの木の被害木本数や伐採本数を個体管理・把握するとともに、薬剤による適切な防除対策に取り組めます。
また、行政だけでは被害拡大を防止するには限界があることから、市民等と取り組むために、薬剤や伐採に係る補助制度を活用します。
- ③アライグマによる被害拡大を防止するため、市民による捕獲を促進するために捕獲従事者養成講座を開催し、捕獲従事者の確保に取り組めます。
- ④イノシシによる被害防除を推進するため、人里に出てこないように箱わなを仕掛けるなど捕獲に取り組めます。

| 指標 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) | 取組内容等 | 市民 | 事業者 | 行政 |
|------------------------------|---------------------------------------|------------------------------|---|----|-----|----|
| イノシシ捕獲頭数 | 15頭 | 70頭 | ・市民生活や農業への被害抑制のため、イノシシの個体を適正管理するために捕獲・駆除に取り組む。 | | | ● |
| アライグマの捕獲頭数 | 534頭 | 900頭 | ・市民生活や農業への被害抑制のため、アライグマの個体を適正管理するために捕獲・駆除に取り組む。 | ● | ● | ● |
| アライグマ捕獲従事者養成講座受講生数／捕獲従事者登録人数 | アライグマ捕獲従事者養成講座受講生数／57人 捕獲従事者数／238人 | 養成講座受講者数／100人 捕獲従事者数／500人 | ・市民と行政と協働により、アライグマの個体を適正管理するために捕獲従事者を養成するとともに箱わな購入経費の補助を促進する。 | ● | ● | ● |
| クビアカツヤカミキリ防除対策に係る補助金活用件数 | 補助金活用件数 (薬剤6件、伐採15件、 薬剤と伐採1件) | 50件 | ・市民と行政と協働により、クビアカツヤカミキリによる桜の木の被害拡大抑制に取り組む。 | ● | ● | ● |

担当課：環境政策課・各総合支所地域振興課

取組事業 I-5- (2) 外来生物・鳥獣の情報収集・発信

- ①外来生物を入れない・捨てない・広げないの三原則に関する情報を発信します。
- ②アライグマ、イノシシ、クビアカツヤカミキリから被害を受けないための、日頃の対策や遭遇した時の対策に係る情報を発信します。
- ③イノシシ捕獲後のジビエなどの活用に係る情報を収集・研究します。

| 指標 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) | 取組内容等 | 市民 | 事業者 | 行政 |
|---------------------------|------------|-------------|---|----|-----|----|
| クビアカツヤカミキリ等外来生物に関する情報提供回数 | 2回 | 2回 | ・市民と行政と協働により、クビアカツヤカミキリによる桜の木の被害拡大抑制を図るため、広報等による注意喚起や情報提供の協力・呼びかけに取り組む。 | | | ● |
| ジビエ等の調査・研究の打合せ等の回数 | 新規のため非該当 | 2回 | ・イノシシなどの捕獲後のジビエや肥料化などの活用策の検討に取り組む。 | | ● | ● |

担当課：環境政策課・各総合支所地域振興課

目標Ⅱ 【知る・学ぶ】加須市の自然環境を知り、生物多様性を保全・再生する取組への意識の高揚を図ります

自然と共生するまちを実現するため、生物多様性の保全・再生に関する本市の取組や生物多様性と日常生活との関わりなどの情報発信、生物多様性の学習・教育の推進により、本市の自然環境を知ることを通じて、生物多様性を保全・再生する取組への意識の高揚を図ります。

■施策Ⅱ-1 生物多様性の普及啓発及び学習・教育

市民が本市の自然環境を知り、生物多様性を守っていく大切さへの理解を深め、一人ひとりができることから実践活動につなげられるように、ホームページや広報紙、環境関連イベント、収穫祭、かぞ戦略の概要版を通じて生物多様性に関する情報を発信します。

また、市民等の参加型による市内の身近な生きもの情報の収集や発信することを通じて、生きものへの関心を高めます。

生物多様性の重要性や現状を理解するために、生きものや自然を身近に感じ、直接ふれあい、楽しみながら学べる学習機会の提供や生物多様性に関する講演会などを開催します。

また、次世代を担う子どもたちの学習機会の充実を図るため、子どもたちが主体的に行う取組を支援するとともに、学校などでの環境教育を推進します。

取組事業Ⅱ-1- (1) 市の自然環境・生物多様性の情報発信

- ①市の自然環境についての情報を発信します。
- ②「生物多様性とは何か」ということからの情報を発信します。
- ③身近でできる生物多様性の保全・再生に向けた取組を発信します。
- ④事業者や団体等が実施する生物多様性の保全・再生に向けた取組情報を発信します。

| 指標 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) | 取組内容等 | 市民 | 事業者 | 行政 |
|--------------|------------|-------------|---|----|-----|----|
| 生物多様性の情報発信回数 | 2回 | 3回 | ・生物多様性かぞ戦略の取組事業に基づき推進を図る。 ・かぞ戦略はもとより、いきものログの更なる周知を図り登録者を増やす。 ・各学校への授業での活用PRに取り組む。 | | | ● |

担当課：環境政策課

取組事業Ⅱ-1- (2) 自然観察会の開催及び生きもの情報の収集・蓄積・情報提供

- ①市民・事業者・環境活動団体などの参加により市内の生きものを調査します。
- ②市内に生息・生育する生きものや希少種の情報提供を行います。
- ③浮野の里（加須地域）、風の里（騎西地域）、オニバス自生地（北川辺地域）、お花が池（大利根地域）などの水辺を活用した自然観察会を開催します。
- ④埼玉県環境科学国際センターや（一財）渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団などと連携した環境学習を推進します。

| 指標 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) | 取組内容等 | 市民 | 事業者 | 行政 |
|---|------------|-------------|---|----|-----|----|
| 「渡良瀬遊水地環境学習発表会」への参加校数 | 1校 | 1校 | ・渡良瀬遊水地まつりを継続的に実施し、「渡良瀬遊水地学習研究発表会」にて市立小学校から継続的な学習・参加を促進する。 ・埼玉県環境科学国際センターにおいて開催されるイベントの広告等を各小学校へ配布し、児童の環境への意識喚起を図る。 | ● | | ● |
| 生物基礎調査兼自然観察会等への参加人数 (加須地域: 浮野の里自然観察会への参加人数) | 208人 | 100人 | ・「かぞ生きもノート」の参加者を増やし、データの蓄積を図る。 ・「かぞ生きもノート」について、学校単位での参加を呼びかける。 ・今後も自然観察会を実施していく。 ・加須地域の自然観察会の参加機会を確保し自然環境保全の意識の醸成を図る。 | ● | | ● |
| 生物基礎調査兼自然観察会等への参加人数 (騎西地域: 風の里自然観察会への実施回数) | 1回 | 1回 | ・「かぞ生きもノート」の参加者を増やし、データの蓄積を図る。 ・「かぞ生きもノート」について、学校単位での参加を呼びかける。 ・今後も自然観察会を実施していく。 ・騎西地域の自然観察会の参加機会を確保し自然環境保全の意識の醸成を図る。 | ● | | ● |
| 生物基礎調査兼自然観察会等への参加人数 (北川辺地域: オニバス自生地 来訪者数) | 1,580人 | 1,600人 | ・「かぞ生きもノート」の参加者を増やし、データの蓄積を図る。 ・「かぞ生きもノート」について、学校単位での参加を呼びかける。 ・今後も自然観察会を実施していく。 ・北川辺地域の自然観察会の参加機会を確保し自然環境保全の意識の醸成を図る。 | ● | | ● |
| 生物基礎調査兼自然観察会等への参加人数 (大利根地域:お花が池の 自然観察会への参加人数) | 96人 | 70人 | ・「かぞ生きもノート」の参加者を増やし、データの蓄積を図る。 ・「かぞ生きもノート」について、学校単位での参加を呼びかける。 ・今後も自然観察会を実施していく。 ・大利根地域の自然観察会の参加機会を確保し自然環境保全の意識の醸成を図る。 | ● | | ● |

担当課：学校教育課・環境政策課・各総合支所地域振興課

取組事業Ⅱ-1-(3) 学校などでのこどもたちの環境教育の取組の支援

- ①グリーンカーテンづくりや学校ファームを利用した活動を推進します。
- ②米づくりやうどんづくりなどの体験学習を推進します。
- ③ビオトープなどを活用し環境教育を推進します。
- ④生物多様性に結びつく生涯学習を推進します。
- ⑤身近な動植物で、今日あまり姿をみかけなくなったメダカ、カブトムシ、ミツバチ、ホタルなどの再興に伴い、これらの生き物を活用した環境・生態系・循環型社会のPRを進めます。

| 指標 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) | 取組内容等 | 市民 | 事業者 | 行政 |
|------------------------------|------------|-------------|--|----|-----|----|
| グリーンカーテンや学校ファーム等が作られている園・学校数 | 38校・園 | 38校・園 | ・吸収源対策として、グリーンカーテンの創出に努め、環境に関する意識の醸成と実践を促進する。 | | | ● |
| こどもエコクラブ登録数 | 4団体 | 10団体 | ・こどもの頃からの環境意識の醸成を図るため、こどもエコクラブの更なる周知と設置促進を図る。 | ● | | ● |
| 環境学習講座の開催回数 | 8回 | 20回 | ・市民の環境学習・教育のニーズに応えるため、出前講座や施設見学など多様な学習機会の提供を進める。 | ● | | ● |

担当課：学校教育課・環境政策課

目標Ⅲ 【活用する】水と緑の豊かな自然環境の恵みを持続性をもって活用します

自然と共生するまちを実現するため、水辺における自然観察会の開催や水田・農地を活用した農業体験、まつりやスポーツイベントなどを開催する場として活用し、本市の水と緑の豊かな自然環境の恵みを享受します。

■施策Ⅲ-1 他機関・団体との連携した自然観察会等の開催

他機関・団体等と連携した自然観察会等への参加・体験の機会をとおして、楽しみながら学べる環境学習・環境教育の場として活用の広がりを進めます。

取組事業Ⅲ-1- (1) 他機関・団体等との連携

- ①埼玉県環境科学国際センターや（一財）渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団などと連携した環境学習を推進します。

| 指標 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) | 取組内容等 | 市民 | 事業者 | 行政 |
|--|------------|-------------|---|----|-----|----|
| 埼玉県環境科学国際センター及び（一財）渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団、市民団体等との連携講座数 | 新規のため非該当 | 10講座 | ・埼玉県環境科学国際センター及び（一財）渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団などとの連携した講座を開催し、本市民の自然とのふれあい機会創出に取り組む。 | ● | ● | ● |

担当課：環境政策課

■施策Ⅲ-2 自然とのふれあいの促進

多様な生きものが育む豊かな農地や豊富な水辺の自然環境を、農業体験や地産地消による“農”とのふれあいの機会や、多くの人が自然にふれあえるイベント開催などの場として活用します。

取組事業Ⅲ-2- (1) 農業体験の推進

- ①市民農園等での農業体験を推進します。
②地域の農業者などと連携し、学校ファームの充実を図ります。

| 指標 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) | 取組内容等 | 市民 | 事業者 | 行政 |
|-----------------------------|------------|-------------|--|----|-----|----|
| 年度末現在の市民農園貸付区画数 | 339区画 | 355区画 | ・市民農園の利用区画数を検討する。 ・グリーンファーム加須での各種講座等の市民への周知を図る。 | ● | | ● |
| 学校ファーム等を活用した児童生徒の豊かな農業体験の確保 | 30校 | 30校 | ・グリーンファーム加須での各種講座等の市民への周知を図る。 | | | ● |

担当課：農業振興課・各総合支所農政建設課・学校教育課

取組事業Ⅲ-2- (2) 地産地消の推進

①市内で生産された農産物の消費を推進します。

| 指標 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) | 取組内容等 | 市民 | 事業者 | 行政 |
|------------------------------|------------|-------------|---|----|-----|----|
| 学校給食への 地元野菜の消費割合 | 15.80% | 24.5% | ・学校給食センター等と連携を図り、出荷可能な農産物や仕入先(生産者等)の情報共有により、地場産野菜の使用量の拡大を目指す。 | | | ● |
| 市内農産物直売所 補助団体数 | 6団体 | 6団体 | ・直売所支援事業補助金を交付し、地元農産物の啓発活動を行い、地産地消の推進を図る。 ・年間を通した出荷、販売ができるよう、6次産業化を進める。 | | | ● |
| 道の駅かぞわたらせ 来場者数(レジ通過者) | 177,463人 | 246,000人 | ・新商品の開発を継続するとともに、かぞわたらせに来たくなるような情報を発信し続けて集客を図る。 | | ● | ● |
| 生産者部会の売上げ金額 (決算期:5月～翌年4月) | 45,696千円 | 45,400千円 | ・地産地消の啓発活動を行うとともに、年間を通じて常時地場産農産物の提供が図れる計画を検討する。 ・学校給食課及び生産者部会などと連携を図り、学校給食センターに提供する地場産農産物の拡大に取り組む。 | | ● | ● |

担当課：農業振興課・各総合支所農政建設課

取組事業Ⅲ-2- (3) イベントなどの開催

- ①自然とのふれあいやスポーツなどを行う場として渡良瀬遊水地及び利根川河川敷の有効利用を図ります。
- ②市民平和祭や渡良瀬遊水地まつり、オニバスフェスタなどを開催します。
- ③関係団体と連携し渡良瀬遊水地や浮野の里のヨシ焼きを実施します。
- ④生物多様性に係る周知・啓発ちらしを作成・配布します。

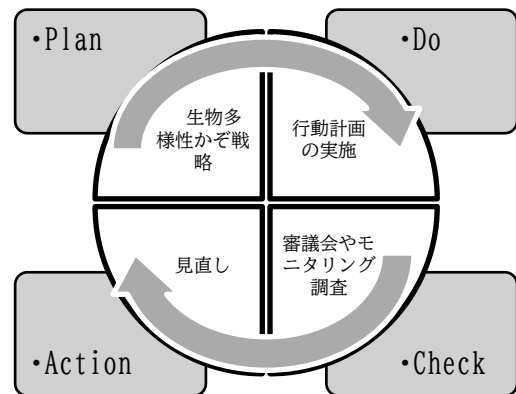
| 指標 | 現状値(令和6年度) | 目標値(令和12年度) | 取組内容等 | 市民 | 事業者 | 行政 |
|---|------------|-------------|--|----|-----|----|
| 市民平和祭 参加申込み団体数 | 87団体 | 95団体 | ・本イベントなど、多種多様な団体への参加を働きかけることで、イベント内容の充実を図る。 | ● | ● | ● |
| 市内で開催される自転車 競技大会及びトライ アスロン大会の誘致数 | 2大会 | 3大会 | ・これらの大会などイベント主催団体と連携しながら継続して大会の共催・後援をしていく。 | ● | | ● |
| 「渡良瀬遊水地ヨシ焼き」 開催に係る「渡良瀬遊水地 ヨシ焼き連絡会」との 協議・検討回数 | 各1回 | 各1回 | ・活動団体の側面からの支援を実施しながら、イベントの開催を通じて、自然にふれあう機会を提供していく。 ・関係団体と連携し、賑わいのあるイベントを開催する。 | ● | | ● |
| 渡良瀬遊水地まつり 来場者数 | 5,500人 | 6,000人 | ・ラムサール条約湿地に登録されたことを記念し開催するイベントとして、渡良瀬遊水地の歴史や環境、役割等について、展示・体験を通じて来訪者にその魅力を伝える。 | ● | | ● |

担当課：観光振興課・スポーツ振興課・環境政策課・北川辺総合支所地域振興課

第8章 かぞ戦略の推進

1 進行管理

本計画の進行管理は、「加須やぐるまマネジメント」に基づき、計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Action）のサイクルにより、施策の進捗状況を毎年度点検・評価し、その結果を「加須市の環境」（環境の状況に関する報告書）としてとりまとめ、公表します。また、本計画の各施策・取組に係る進行管理調書を作成します。これらの結果を踏まえ、施策の進め方を見直し、短期目標年終了時に本戦略の見直しを行うものとします。



2 推進体制

(1) 環境審議会・庁内推進委員会

戦略の総合的かつ計画的な推進のため、庁内推進委員会において、毎年度、施策の進捗状況の点検・評価を行い、その結果を加須市環境審議会に報告し、目標達成に向けた協議や助言などを踏まえ施策の進め方を見直します。

また、「加須市の環境」やホームページ等を通じて、市民などへ公表します。

(2) 協働による取組の推進

市民・事業者による自主的な活動や市、市民及び事業者の協働による取組が円滑に推進されるように、戦略の周知・浸透を図ります。

また、市、市民及び事業者の協働体制づくりを図っていくものとし、当面は市民・事業者は自主的な活動の立ち上げと活動内容の充実を図る一方、市はこれらの自主的な活動に対する情報や活動機材の貸与などを展開していくものとします。

(3) 国・県・他地域との連携

生物多様性の学習・教育機会の提供や市内の生きもの情報の収集、河川等の水環境の保全など市の生物多様性を保全するために有効な広域の取組や課題への対応については、国や県、他地域と緊密な連携を図りながら取り組みます。

資料編

1 第3次生物多様性かぞ戦略策定の経過

| 年 | 月日 | 項目 |
|------|-------------|------------------------|
| 令和7年 | 7月29日 | 第1回生物多様性かぞ戦略庁内検討委員会 |
| | 5月 | 生物多様性かぞ戦略策定検討委員会市民委員公募 |
| | 10月3日 | 加須市政策会議 |
| | 12月19日 | 第1回生物多様性かぞ戦略策定検討委員会 |
| 令和8年 | 1月17日～2月15日 | パブリックコメント |
| | 3月3日 | 第2回生物多様性かぞ戦略策定検討委員会 |

2 パブリックコメント（市民意見募集）

令和8年1月17日から2月15日までパブリックコメントを実施した結果、寄せられたご意見はありませんでした。

3 加須市環境基本条例

平成22年3月23日
条例第159号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策（第8条—第21条）

第3章 環境審議会（第22条）

第4章 補則（第23条）

附則

私たちのまち、加須市は、利根川と穀倉地帯に代表される豊かな自然と奥行きのある歴史と文化により育まれた豊かな心と地域特性を財産とし、水と緑と文化の調和した市として、今日まで発展してきた。

しかしながら、私たちが享受してきた物質的に豊かで便利な生活は、様々な資源やエネルギーの大量消費をもたらし、都市・生活型公害を発生させ、更にはすべての生物の存続基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、このかけがえのない地球を守り、健全で恵み豊かな環境を、市民の貴重な財産として次の世代に引き継ぐことは、現在に生きる私たちの願いであり、責務である。

今、私たちは、この環境の恵みを認識するとともに、身近な環境を大切にすることが、ひいては、地球環境を守ることになることを理解し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指して、私たちの暮らしや事業活動の在り方を考え、行動に移さなければならない。

そのため、市民、事業者、市すべての者の参加と協働により、先人から受け継いだ水と緑に恵まれた環境を保全し、人と自然が共生できるまちづくりを推進することが私たち市民の使命である。

ここに、私たちの使命を深く自覚し、市民の総意として、環境の保全と創造を推し、「豊かな自然と快適な環境のまち」づくりを目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において、「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

3 この条例において、「循環型社会」とは、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に則り、推進されなければならない。

（1） 環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来の世代に継承することができるように適切に推進されなければならない。

(2) 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減すること、その他の行動を公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行うことによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない循環型社会が構築されるよう推進されなければならない。

(3) 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、国際的な協力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に則り、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に則り、環境の保全及び創造に関し、積極的に関心を持ち必要な知識を得ることにより、環境の保全及び創造についての理解を深めるよう努めなければならない。

2 市民は、基本理念に則り、その日常生活において、環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、基本理念に則り、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に則り、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念に則り、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念に則り、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(報告書の作成等)

第7条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 基本的施策

(環境優先の理念)

第8条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造のために必要な配慮を図るよう努めるものとする。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、加須市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標、基本方針、総合的な施策の大綱及び環境配慮の指針

(2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴いた上、加須市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第11条 市は、次に掲げる環境の保全及び創造に資する事業等の推進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備
- (2) 多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業
- (3) 公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第12条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第13条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を自ら行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進に努めるものとする。

(自発的な活動の促進)

第14条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な支援を行うものとする。

(情報の提供)

第15条 市は、第13条の教育及び学習の推進並びに前条の民間団体等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の適切な推進を図るため、環境の状況の把握その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況の把握に必要な監視、測定等の体制づくりを図るものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

(地球環境の保全及び国際協力)

第19条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全(以下「地球環境の保全」という。)について、県その他の団体と連携して、地球環境の保全に資する施策を推進するとともに、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(県及び他の地方公共団体との協力)

第20条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(民間団体等との協働)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関し、協働して取り組むため、民間団体等からなる組織づくりを図るものとする。

第3章 環境審議会

(環境審議会)

第22条 環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し審議するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、加須市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境基本計画の策定及び変更に関する事項を審議する。

3 審議会は、前項に定めるもののほか、必要に応じ、市長に対して、環境の保全及び創造に関する施策の推進について助言及び提言をすることができる。

4 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 知識経験を有する者
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 市内の公共的団体等の代表者
 - (4) 市以外の関係行政機関の職員
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成31条例1・一部改正)

第4章 補則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則 (平成31年条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定により委嘱され、又は任命された審議会等の委員（市議会の議員の身分を有していた者（第19条の規定による改正前の加須市都市計画審議会条例第2条第2項の規定により委嘱された者を除く。）を除く。）は、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定により委嘱され、又は任命された審議会等の委員とみなす

4 生物多様性かぞ戦略策定検討委員会

(1) 委員会設置要綱

生物多様性かぞ戦略策定検討委員会設置要綱

(平成25年6月27日市長決裁)

(設置)

第1条 本市の生物多様性かぞ戦略(以下「戦略」という。)の策定のため、生物多様性かぞ戦略策定検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、戦略に関し、次の事務を所掌する。

- (1) 戦略案の策定に関すること。
- (2) 戦略に係る調査・研究に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、戦略の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

(委員の構成)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市内の自然環境保全活動団体の代表者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 本市在住の者で、公募によって選ばれた者

(任期)

第5条 委員の任期は、戦略の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 検討委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 検討委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、環境安全部環境政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

(2) 委員会委員名簿

◎：会長 ○：副会長

| 構成 | 氏名 | 備考 |
|-------------------------------------|--------|-------------------------------|
| 1号委員 市内の自然環境 保全活動団体の 代表者 | 野本 高広 | 浮野の里・葦の会 会長 |
| | 佐藤 充宏 | オニバスの会 会長 |
| | 青木 正枝 | 埼玉県生態系保護協会 加須支部支部長 |
| | ◎石川 安則 | 加須市リサイクル推進協力会連絡会 会長 |
| | 奥貫 薫 | 旧川の自然と環境を守る会 会長 |
| 2号委員 知識経験を有する者 | 三輪 誠 | 埼玉県環境科学国際センター研究推進室 副室長 |
| | 牛腸 宏 | 一般財団法人渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団 専務理事 |
| | 前田 博之 | 公益財団法人埼玉県生態系保護協会 事務局長 |
| | 角田 大輔 | ヤング農マン KAZO 会長 |
| | 藤原 豊 | 株式会社かぞ農業公社 代表取締役 |
| | ○成田 武志 | 加須市都市計画審議会 会長 |
| | 寺井 次郎 | 加須市校長会 会長 |
| | 三上 忠仁 | NPO 法人埼玉県絶滅危惧植物種調査団 理事 |
| 3号委員 本市在住の者で、 公募によって選ば れた者 | - | |
| | - | |

* 3号委員 応募なし

5 【参考】市内の動植物

動植物を対象に市内における生息確認記録があった9つの文献、生物基礎調査兼自然観察会の結果から、次の動植物が生息・生育していることが確認できました。

■文献一覧

| NO | 文献名 | 発行年 | 調査者、著者等 | 対象項目 | | | | | | | |
|----|--|------|-------------------------|------|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| | | | | 哺乳類 | 鳥類 | 爬虫類 | 両生類 | 昆虫類 | 魚類 | 底生 | 植物 |
| 1 | 加須市史 通史編 | 1981 | 加須市 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 北川辺町町史 資料集 10 北川辺の自然 -植物編- | 1985 | 北川辺町史編さん委員会 | | | | | | | | ○ |
| 3 | 行こう・さがそう騎西 の自然 | 1994 | 埼玉県生態系保護協会編 騎西町教育委員会 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 4 | 埼玉県昆虫誌 2 | 1997 | 埼玉県昆虫談話会 | | | | | ○ | | | |
| 5 | 埼玉県昆虫誌 1 第1分冊 | 1998 | 埼玉県昆虫談話会 | | | | | ○ | | | |
| 6 | 埼玉県昆虫誌 1 第2分冊 | 1998 | 埼玉県昆虫談話会 | | | | | ○ | | | |
| 7 | 埼玉県昆虫誌 3 | 1998 | 埼玉県昆虫談話会 | | | | | ○ | | | |
| 8 | 埼玉県昆虫誌 別巻 | 1999 | 埼玉県昆虫談話会 | | | | | ○ | | | |
| 9 | 埼玉県レッドデータブック 動物編 2018 (第4版) | 2018 | 埼玉県みどり自然課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 10 | 埼玉県レッドデータブック 植物編(第4版) 埼玉県の希少野生生物 | 2024 | 埼玉県環境科学 国際センター | | | | | | | | ○ |

■生物調査自然観察会等

| NO | イベント名等 | 開催年等 | 実施主体 | 対象項目 | | | | | | | |
|----|--------------|-------|--------------|------|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| | | | | 哺乳類 | 鳥類 | 爬虫類 | 両生類 | 昆虫類 | 魚類 | 底生 | 植物 |
| 1 | 浮野の里自然観察会 | 2012～ | 加須市環境政策課 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 2 | 風の里公園自然観察会 | 2014～ | 騎西総合支所地域振興課 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3 | オニバス自生地自然観察会 | 2014～ | 北川辺総合支所地域振興課 | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 4 | お花が池自然観察会 | 2012～ | 大利根総合支所地域振興課 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5 | その他情報 | ～2024 | 加須市環境政策課 | ○ | | | | | | | ○ |

■確認結果一覧

| 分類 | 目数 ※植物：門 | 科数 | 和種数 |
|-------|-------------|-----|-------|
| 1 哺乳類 | 7 | 11 | 16 |
| 2 鳥類 | 18 | 37 | 116 |
| 3 爬虫類 | 2 | 6 | 10 |
| 4 両生類 | 2 | 6 | 11 |
| 5 昆虫類 | 12 | 102 | 315 |
| 6 魚類 | 7 | 13 | 37 |
| 7 底生 | 1 | 3 | 3 |
| 8 植物 | 3 | 115 | 548 |
| 合計 | 52 | 293 | 1,056 |

1 哺乳類

市内では、アズマモグラ、アブラコウモリ、ハタネズミ、カヤネズミ、ドブネズミ、イタチなどの7目11科16種が確認されています。

| No. | 目名 | 科名 | 種和名 |
|-----|---------------|---------|---------|
| 1 | モグラ目（食虫目） | トガリネズミ科 | ジネズミ |
| 2 | | モグラ科 | アズマモグラ |
| 3 | コウモリ目（翼手目） | ヒナコウモリ科 | アブラコウモリ |
| 4 | ウサギ目 | ウサギ科 | ノウサギ |
| 5 | ネズミ目（齧歯目） | ネズミ科 | ハタネズミ |
| 6 | | | アカネズミ |
| 7 | | | カヤネズミ |
| 8 | | | ハツカネズミ |
| 9 | | | クマネズミ |
| 10 | | | ドブネズミ |
| 11 | 食肉目（ネコ目） | イヌ科 | タヌキ |
| 12 | | イタチ科 | イタチ |
| 13 | | アライグマ科 | アライグマ |
| 14 | | ジャコウネコ科 | ハクビシン |
| 15 | 偶蹄目（ウシ目） | シカ科 | ニホンジカ |
| 16 | 鯨偶蹄目／偶蹄目（ウシ目） | イノシシ科 | イノシシ |
| 合計 | 7目 | 11科 | 16種 |

※ 13アライグマは「外来生物法」に基づく特定外来生物

15ニホンジカは「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく指定管理鳥獣

16イノシシも同法に基づく指定管理鳥獣

2 鳥類

市内では、ゴイサギ、カルガモ、バン、コチドリ、クサシギ、タシギ、キジバト、ホトトギス、カワセミ、ヒバリ、ツバメ、ハクセキレイ、ヒヨドリ、モズ、ツグミ、ウグイス、オオヨシキリ、シジュウカラ、メジロ、アオジ、カワラヒワ、スズメ、ムクドリ、オナガ、ハシボソガラスなどの18目37科116種が確認されています。

| No. | 目名 | 科名 | 種和名 | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|-------|
| 1 | カイツブリ目 | カイツブリ科 | カイツブリ | | |
| 2 | カツオドリ目 | ウ科 | カワウ | | |
| 3 | ペリカン目 | サギ科 | ヨシゴイ | | |
| 4 | | | ゴイサギ | | |
| 5 | | | アマサギ | | |
| 6 | | | ダイサギ | | |
| 7 | | | チュウサギ | | |
| 8 | | | コサギ | | |
| 9 | | | アオサギ | | |
| 10 | | | コウノトリ目 | コウノトリ科 | コウノトリ |
| 11 | | | カモ目 | カモ科 | マガン |
| 12 | コハクチョウ | | | | |
| 13 | マガモ | | | | |
| 14 | カルガモ | | | | |
| 15 | コガモ | | | | |
| 16 | ヒドリガモ | | | | |
| 17 | オナガガモ | | | | |
| 18 | シマアジ | | | | |
| 19 | ハシビロガモ | | | | |
| 20 | ホシハジロ | | | | |
| 21 | タカ目 | タカ科 | トビ | | |

| No. | 目名 | 科名 | 種和名 | |
|-----|---------|----------|----------|---------|
| 22 | タカ目 | タカ科 | オオタカ | |
| 23 | | | ノスリ | |
| 24 | | | サシバ | |
| 25 | ハヤブサ目 | ハヤブサ科 | ハヤブサ | |
| 26 | | | チョウゲンボウ | |
| 27 | キジ目 | キジ科 | コジュケイ | |
| 28 | | | キジ | |
| 29 | ツル目 | クイナ科 | クイナ | |
| 30 | | | ヒクイナ | |
| 31 | | | バン | |
| 32 | チドリ目 | タマシギ科 | タマシギ | |
| 33 | | チドリ科 | コチドリ | |
| 34 | | | イカルチドリ | |
| 35 | | | ムナグロ | |
| 36 | | | ケリ | |
| 37 | | | タゲリ | |
| 38 | | | シギ科 | ツルシギ |
| 39 | | | | アオアシシギ |
| 40 | | クサシギ | | |
| 41 | | タカブシギ | | |
| 42 | | キアシシギ | | |
| 43 | | イソシギ | | |
| 44 | | チュウシャクシギ | | |
| 45 | | タシギ | | |
| 46 | | オオジシギ | | |
| 47 | | カモメ科 | | ユリカモメ |
| 48 | | | コアジサシ | |
| 49 | | ハト目 | ハト科 | シラコバト |
| 50 | | | | キジバト |
| 51 | | オウム目 | インコ科 | セキセイインコ |
| 52 | カッコウ目 | カッコウ科 | カッコウ | |
| 53 | | | ツツドリ | |
| 54 | | | ホトトギス | |
| 55 | フクロウ目 | フクロウ科 | コノハズク | |
| 56 | | | アオバズク | |
| 57 | | | トラフズク | |
| 58 | アマツバメ目 | アマツバメ科 | アマツバメ | |
| 59 | ブッポウソウ目 | カワセミ科 | カワセミ | |
| 60 | キツツキ目 | キツツキ科 | アリスイ | |
| 61 | | | アオゲラ | |
| 62 | | | アカゲラ | |
| 63 | | | コゲラ | |
| 64 | スズメ目 | ヒバリ科 | ヒバリ | |
| 65 | | ツバメ科 | ショウドウツバメ | |
| 66 | | | ツバメ | |
| 67 | | | イワツバメ | |
| 68 | | セキレイ科 | キセキレイ | |
| 69 | | | ハクセキレイ | |
| 70 | | | セグロセキレイ | |
| 71 | | | ビンズイ | |
| 72 | | | タヒバリ | |

| No. | 目名 | 科名 | 種和名 | |
|-----|-------|----------|--------|-------|
| 73 | スズメ目 | ヒヨドリ科 | ヒヨドリ | |
| 74 | | モズ科 | モズ | |
| 75 | | ツグミ科 | コルリ | |
| 76 | | | ルリビタキ | |
| 77 | | | ジョウビタキ | |
| 78 | | | ノビタキ | |
| 79 | | | トラツグミ | |
| 80 | | | アカハラ | |
| 81 | | | シロハラ | |
| 82 | | | ツグミ | |
| 83 | | | ウグイス科 | ウグイス |
| 84 | | | | コヨシキリ |
| 85 | | オオヨシキリ | | |
| 86 | | エゾムシクイ | | |
| 87 | | センダイムシクイ | | |
| 88 | | ククイタダキ | | |
| 89 | | セッカ | | |
| 90 | | ヒタキ科 | キビタキ | |
| 91 | | | オオルリ | |
| 92 | | | エゾビタキ | |
| 93 | | | コサメビタキ | |
| 94 | | エナガ科 | エナガ | |
| 95 | | シジュウカラ科 | ヤマガラ | |
| 96 | | | シジュウカラ | |
| 97 | | メジロ科 | メジロ | |
| 98 | | ホオジロ科 | ホオジロ | |
| 99 | | | ホオアカ | |
| 100 | | | カシラダカ | |
| 101 | | | アオジ | |
| 102 | | | クロジ | |
| 103 | | | オオジュリン | |
| 104 | | アトリ科 | アトリ | |
| 105 | | | カワラヒワ | |
| 106 | | | マヒワ | |
| 107 | | | シメ | |
| 108 | | カエデチョウ科 | ベニスズメ | |
| 109 | | | ブンチョウ | |
| 110 | スズメ科 | スズメ | | |
| 111 | ムクドリ科 | コムクドリ | | |
| 112 | | ムクドリ | | |
| 113 | カラス科 | カケス | | |
| 114 | | オナガ | | |
| 115 | | ハシボソガラス | | |
| 116 | | ハシブトガラス | | |
| 合計 | 18目 | 37科 | 116種 | |

3 爬虫類

市内では、クサガメ、ニホンカナヘビ、シマヘビ、アオダイショウなどの2目6科10種が確認されています。

| No. | 目名 | 科名 | 種和名 |
|-----|-----|---------|--------------|
| 1 | カメ目 | イシガメ科 | ニホンイシガメ |
| 2 | | | クサガメ |
| 3 | | ヌマガメ科 | ミシシippアカミミガメ |
| 4 | | カミツキガメ科 | カミツキガメ |
| 5 | 有鱗目 | トカゲ科 | ニホントカゲ |
| 6 | | カナヘビ科 | ニホンカナヘビ |
| 7 | | ナミヘビ科 | シマヘビ |
| 8 | | | アオダイショウ |
| 9 | | | ヒバカリ |
| 10 | | | ヤマカガシ |
| 合計 | 2目 | 6科 | 10種 |

※ 4カミツキガメは「外来生物法」に基づく特定外来生物

4 両生類

市内では、アカハライモリ、ニホンアマガエル、ニホンアカガエル、ウシガエルなどの2目6科11種が確認されています。

| No. | 目名 | 科名 | 種和名 |
|-----|-----|------------|--------------|
| 1 | 有尾目 | イモリ科 | アカハライモリ |
| 2 | | オオサンショウウオ科 | トウキョウサンショウウオ |
| 3 | 無尾目 | ヒキガエル科 | アズマヒキガエル |
| 4 | | アマガエル科 | ニホンアマガエル |
| 5 | | アカガエル科 | ニホンアカガエル |
| 6 | | | トノサマガエル |
| 7 | | | トウキョウダルマガエル |
| 8 | | | ウシガエル |
| 9 | | ツチガエル | |
| 10 | | ヌマガエル | |
| 11 | | アオガエル科 | シュレーゲルアオガエル |
| 合計 | 2目 | 6科 | 11種 |

※ 7ウシガエルは「外来生物法」に基づく特定外来生物

5 昆虫類

市内では、ギンヤンマ、シオカラトンボ、ナツアカネ、クサキリ、エンマコオロギ、コバネイナゴ、アブラゼミ、ニイニイゼミ、イチモンジセセリ、ルリシジミ、ヤマトシジミ本土亜種、コムラサキ、ゴマダラチョウ、アオスジアゲハ、クロアゲハ本土亜種、ヒメジャノメ、ノコギリクワガタ、タマムシ、クロヤマアリなどの12目102科315種が確認されています。

| No. | 目名 | 科名 | 種和名 | |
|-----|-------------|-----------|----------------|-----------|
| 1 | クモ目 | アシナガグモ科 | ジョロウグモ | |
| 2 | カゲロウ目（蜉蝣目） | コカゲロウ科 | フタバカゲロウ | |
| 3 | | ヒラタカゲロウ科 | キハダヒラタカゲロウ属の一種 | |
| 4 | | ヒトリガカゲロウ科 | ヒトリガカゲロウ | |
| 5 | | シロイロカゲロウ科 | オオシロカゲロウ | |
| 6 | | マダラカゲロウ科 | アカマダラカゲロウ | |
| 7 | | ヒメシロカゲロウ科 | ミットゲヒメシロカゲロウ | |
| 8 | | トンボ目（蜻蛉目） | アオイトトンボ科 | アオイトトンボ |
| 9 | イトトンボ科 | | キイトトンボ | |
| 10 | | | アジイトトンボ | |
| 11 | | | クロイトトンボ | |
| 12 | | | セスジイトトンボ | |
| 13 | | | オオイトトンボ | |
| 14 | | | イトトンボ科の一種 | |
| 15 | | | モノサシトンボ科 | オオモノサシトンボ |
| 16 | カワトンボ科 | | ハグロトンボ | |
| 17 | ヤンマ科 | | アオヤンマ | |
| 18 | | | クロスジギンヤンマ | |
| 19 | | | ギンヤンマ | |
| 20 | | | カトリヤンマ | |
| 21 | | | サナエトンボ科 | オナガサナエ |
| 22 | コオニヤンマ | | コオニヤンマ | |
| 23 | | | ウチワヤンマ | |
| 24 | | | オニヤンマ科 | オニヤンマ |
| 25 | エゾトンボ科 | | オオヤマトンボ | |
| 26 | トンボ科 | | ショウジョウトンボ | |
| 27 | | | コフキトンボ | |
| 28 | | | シオカラトンボ | |
| 29 | | | ウスバキトンボ | |
| 30 | | | コシアキトンボ | |
| 31 | | | チョウトンボ | |
| 32 | | | ナツアカネ | |
| 33 | | | マユタテアカネ | |
| 34 | | | アキアカネ | |
| 35 | | | ノシメトンボ | |
| 36 | | | マイコアカネ | |
| 37 | リスアカネ | | | |
| 38 | ゴキブリ目（網翅目） | | ゴキブリ科 | ヤマトゴキブリ |
| 39 | カマキリ目（蠍螂目） | | カマキリ科 | ハラビロカマキリ |
| 40 | | | | コカマキリ |
| 41 | カワゲラ目（セキ翅目） | | アミメカワゲラ科 | スズキクサカワゲラ |
| 42 | バッタ目（直翅目） | | カマドウマ科 | クラズミウマ |
| 43 | | | クツワムシ科 | クツワムシ |
| 44 | | | ツユムシ科 | セスジツユムシ |
| 45 | | ツユムシ | | |

| No. | 目名 | 科名 | 種和名 | |
|-----|-----------|------------|--------------|------------|
| 46 | バッタ目（直翅目） | キリギリス科 | コバネササキリ | |
| 47 | | | ヒメギス | |
| 48 | | | クビキリギス | |
| 49 | | | ハヤシノウマオイ | |
| 50 | | | ハタケノウマオイ | |
| 51 | | | オオクサキリ | |
| 52 | | | クサキリ | |
| 53 | | | ヤブキリ | |
| 54 | | | マツムシ科 | スズムシ |
| 55 | | | | カンタン |
| 56 | | | | アオマツムシ |
| 57 | | | コオロギ科 | タンボオカメコオロギ |
| 58 | | | | ハラオカメコオロギ |
| 59 | | ミツカドコオロギ | | |
| 60 | | タンボコオロギ | | |
| 61 | | エンマコオロギ | | |
| 62 | | ツツレサセコオロギ | | |
| 63 | | ヒバリモドキ科 | マダラスズ | |
| 64 | | | キンヒバリ | |
| 65 | | | シバズ | |
| 66 | | バッタ科 | ショウリョウバッタ | |
| 67 | | | ショウリョウバッタモドキ | |
| 68 | | | クルマバッタモドキ | |
| 69 | | イナゴ科 | コバネイナゴ | |
| 70 | | | ツチイナゴ | |
| 71 | | | セグロイナゴ | |
| 72 | | オンブバッタ科 | オンブバッタ | |
| 73 | | ヒシバッタ科 | ハラヒシバッタ | |
| 74 | | カメムシ目（半翅目） | ヒシウンカ科 | ヤナギカワウンカ |
| 75 | | | | ヒシウンカ |
| 76 | | | ウンカ科 | タテヤマヨシウンカ |
| 77 | | | | クロスジオウンカ |
| 78 | | | | ヒロズウンカ |
| 79 | | | | ミスジウンカ |
| 80 | | | | ハリマナガウンカ |
| 81 | | | | テラウチウンカ |
| 82 | | | テングスケバ科 | テングスケバ |
| 83 | | | アオバハゴロモ科 | アオバハゴロモ |
| 84 | | | ハゴロモ科 | ベッコウハゴロモ |
| 85 | | | セミ科 | アブラゼミ |
| 86 | | | | ツクツクボウシ |
| 87 | | | | ミンミンゼミ |
| 88 | | | | ニイニイゼミ |
| 89 | | | | ヒグラシ |
| 90 | | | アワフキムシ科 | シロオビアワフキ |
| 91 | | | | ハマベアワフキ |
| 92 | | | | マエキアワフキ |
| 93 | | | コガシラアワフキムシ科 | コガシラアワフキ |
| 94 | | | ヨコバイ科 | トバヨコバイ |
| 95 | | | | アカカスリヨコバイ |

| No. | 目名 | 科名 | 種和名 |
|-----|------------|----------------|-------------|
| 96 | カメムシ目（半翅目） | ヨコバイ科 | ヒメアオズキンヨコバイ |
| 97 | | | アオズキンヨコバイ |
| 98 | | | オオヨコバイ |
| 99 | | | ミスジトガリヨコバイ |
| 100 | | | ヨツテンヨコバイ |
| 101 | | | ヒメフタテンヨコバイ |
| 102 | | | カワリオビヒメヨコバイ |
| 103 | | | ツマグロヨコバイ |
| 104 | | | コクワキヨコバイ |
| 105 | | | クロヒラタヨコバイ |
| 106 | | | ズキンヨコバイ |
| 107 | | | マダラヨコバイ |
| 108 | | | イナズマヨコバイ |
| 109 | | | イネマダラヨコバイ |
| 110 | イナズマヒメヨコバイ | | |
| 111 | サシガメ科 | アカシマサシガメ | |
| 112 | | トビイロサシガメ | |
| 113 | | クロモンサシガメ | |
| 114 | | キイロサシガメ | |
| 115 | | ヒメトビイロサシガメ | |
| 116 | ゲンバウムシ科 | ツツジゲンバイ | |
| 117 | カスミカメムシ科 | ヒメセダカカスミカメ | |
| 118 | マキバサシガメ科 | コバネマキバサシガメ | |
| 119 | | ハネナガマキバサシガメ | |
| 120 | オオホシカメムシ科 | ヒメホシカメムシ | |
| 121 | ホシカメムシ科 | フタモンホシカメムシ | |
| 122 | ホソヘリカメムシ科 | クモヘリカメムシ | |
| 123 | | ホソヘリカメムシ | |
| 124 | ヘリカメムシ科 | ホオズキカメムシ | |
| 125 | | ホソハリカメムシ | |
| 126 | | キバラヘリカメムシ | |
| 127 | ヒメヘリカメムシ科 | アカヒメヘリカメムシ | |
| 128 | | ブチヒゲヘリカメムシ | |
| 129 | ナガカメムシ科 | コバネナガカメムシ | |
| 130 | | サビヒョウタンナガカメムシ | |
| 131 | | オオチャイロナガカメムシ | |
| 132 | | チャイロナガカメムシ | |
| 133 | | ヒメナガカメムシ | |
| 134 | | シロヘリナガカメムシ | |
| 135 | | コバネヒョウタンナガカメムシ | |
| 136 | ツチカメムシ科 | フタボシツチカメムシ | |
| 137 | | ミツボシツチカメムシ | |
| 138 | | ツチカメムシ | |
| 139 | ノコギリカメムシ科 | ノコギリカメムシ | |
| 140 | カメムシ科 | ウズラカメムシ | |
| 141 | | アオクチブトカメムシ | |
| 142 | | ハナダカカメムシ | |
| 143 | | ナガメ | |
| 144 | | ムラサキシラホシカメムシ | |
| 145 | | シラホシカメムシ | |

| No. | 目名 | 科名 | 種和名 | | |
|-----|------------|---------|---------------|-------------|--------------|
| 146 | カメムシ目（半翅目） | カメムシ科 | アカスジカメムシ | | |
| 147 | | | クサギカメムシ | | |
| 148 | | | アオクサカメムシ | | |
| 149 | | | イチモンジカメムシ | | |
| 150 | | | チャバネアオカメムシ | | |
| 151 | | | オオクロカメムシ | | |
| 152 | | | マルカメムシ科 | マルカメムシ | |
| 153 | | | キンカメムシ科 | アカスジキンカメムシ | |
| 154 | | | アメンボ科 | アメンボ | |
| 155 | | | | ヒメアメンボ | |
| 156 | | | | ハネナシアメンボ | |
| 157 | | | | エサキアメンボ | |
| 158 | | | イトアメンボ科 | ヒメイトアメンボ | |
| 159 | | | ミズギワカメムシ科 | ミズギワカメムシ | |
| 160 | | | ミズムシ科 | ハラグロコミズムシ | |
| 161 | | | | コミズムシ | |
| 162 | | | タイコウチ科 | ミズカマキリ | |
| 163 | | | マツモムシ科 | コマツモムシ | |
| 164 | | | トビケラ目（毛翅目） | ヒゲナガカワトビケラ科 | ヒゲナガカワトビケラ |
| 165 | | | | ヒメトビケラ科 | オトヒメトビケラ属の一種 |
| 166 | エグリトビケラ科 | エグリトビケラ | | | |
| 167 | チョウ目（鱗翅目） | イラガ科 | ヒロヘリアオイラガ | | |
| 168 | | セセリチョウ科 | ギンイチモンジセセリ | | |
| 169 | | | イチモンジセセリ | | |
| 170 | | | ミヤマチャバネセセリ | | |
| 171 | | | チャバネセセリ | | |
| 172 | | | オオチャバネセセリ | | |
| 173 | | | キマダラセセリ | | |
| 174 | | | マダラチョウ科 | アサギマダラ | |
| 175 | | シジミチョウ科 | ミズイロオナガシジミ | | |
| 176 | | | ルリシジミ | | |
| 177 | | | ウラギンシジミ | | |
| 178 | | | ツバメシジミ | | |
| 179 | | | ウラナミシジミ | | |
| 180 | | | ベニシジミ | | |
| 181 | | | ムラサキツバメ | | |
| 182 | | | ムラサキシジミ | | |
| 183 | | | ミドリシジミ | | |
| 184 | | | ヤマトシジミ本土亜種 | | |
| 185 | | | トラフシジミ | | |
| 186 | | | ゴイシシジミ | | |
| 187 | | タテハチョウ科 | コムラサキ | | |
| 188 | | | ミドリヒョウモン | | |
| 189 | | | ツマグロヒョウモン | | |
| 190 | | | オオウラギンスジヒョウモン | | |
| 191 | | | ヒメアカタテハ | | |
| 192 | | | アカボシゴマダラ | | |
| 193 | | | ゴマダラチョウ | | |
| 194 | | | ルリタテハ本土亜種 | | |
| 195 | | | イチモンジチョウ | | |

| No. | 目名 | 科名 | 種和名 |
|-----|-----------------|------------|---------------|
| 196 | チョウ目 (鱗翅目) | タテハチョウ科 | アサマイチモンジ |
| 197 | | | コミスジ |
| 198 | | | ヒオドシチョウ |
| 199 | | | キタテハ |
| 200 | | | アカタテハ |
| 201 | | アゲハチョウ科 | ジャコウアゲハ本土亜種 |
| 202 | | | アオスジアゲハ |
| 203 | | | カラスアゲハ本土亜種 |
| 204 | | | キアゲハ |
| 205 | | | オナガアゲハ |
| 206 | | | クロアゲハ本土亜種 |
| 207 | | | ナミアゲハ |
| 208 | | シロチョウ科 | ツマキチョウ |
| 209 | | | モンキチョウ |
| 210 | | | キチョウ |
| 211 | | | ツマグロキチョウ |
| 212 | | | スジグロシロチョウ |
| 213 | | | モンシロチョウ |
| 214 | | | ジャノメチョウ科 |
| 215 | ヒカゲチョウ | | |
| 216 | ヒメジャノメ | | |
| 217 | サトキマダラヒカゲ | | |
| 218 | ヒメウラナミジャノメ | | |
| 219 | ヤガ科 | カバイロウスキヨトウ | |
| 220 | コウチュウ目 (鞘翅目) | オサムシ科 | ナガマルガタゴミムシ |
| 221 | | | ゴミムシ |
| 222 | | | ハネビロミズギワゴミムシ |
| 223 | | | コガシラアオゴミムシ |
| 224 | | | チャイロホソヒラタゴミムシ |
| 225 | | | ヒメマイマイカブリ |
| 226 | | | ミズギワアトキリゴミムシ |
| 227 | | | オオアオホソゴミムシ |
| 228 | | | セアカヒラタゴミムシ |
| 229 | | | アオヘリホソゴミムシ |
| 230 | | | オオゴモクムシ |
| 231 | | | ツヤアオゴモクムシ |
| 232 | | | ヒロゴモクムシ |
| 233 | | | ケウスゴモクムシ |
| 234 | | | ヒラタゴモクムシ |
| 235 | | | ケゴモクムシ |
| 236 | | | コヒラタゴミムシ |
| 237 | | | セグロマメゴモクムシ |
| 238 | | | ウスモンコミズギワゴミムシ |
| 239 | | | ヨツモンコミズギワゴミムシ |
| 240 | | イクビツヤゴモクムシ | |
| 241 | | ナガツヤゴモクムシ | |
| 242 | | ハンミョウ科 | コニワハンミョウ |
| 243 | | ゲンゴロウ科 | セスジゲンゴロウ |
| 244 | | | コシマゲンゴロウ |
| 245 | | | ヒメゲンゴロウ |

| No. | 目名 | 科名 | 種和名 | |
|-----|-----------------|----------|---------------|--------------|
| 246 | コウチュウ目 (鞘翅目) | カワラゴミムシ科 | カワラゴミムシ | |
| 247 | | セスジガムシ科 | セスジガムシ | |
| 248 | | ガムシ科 | | トゲバゴマフガムシ |
| 249 | | | | ゴマフガムシ |
| 250 | | | | ホソケシガムシ |
| 251 | | エンマムシ科 | コエンマムシ | |
| 252 | | シテムシ科 | オオモモフトシテムシ | |
| 253 | | ハネカクシ科 | | アカバチビナガハネカクシ |
| 254 | | | | アオバアリガタハネカクシ |
| 255 | | クワガタムシ科 | | コクワガタ |
| 256 | | | | ノコギリクワガタ |
| 257 | | コガネムシ科 | | ヨツボシマグソコガネ |
| 258 | | | | フチケマグソコガネ |
| 259 | | | | コカブトムシ |
| 260 | | | | アカビロウドコガネ |
| 261 | | | | シロテンハナムグリ |
| 262 | | | | カナブン |
| 263 | | | | クロカナブン |
| 264 | | | | ホソケシマグソコガネ |
| 265 | | | | カブトムシ |
| 266 | | | タマムシ科 | タマムシ |
| 267 | | コメツキムシ科 | | サビキコリ |
| 268 | | | | マダラチビコメツキ |
| 269 | | ホタル科 | ヘイケボタル | |
| 270 | | テントウムシ科 | | ジュウサンホシテントウ |
| 271 | | | | クロヘリヒメテントウ |
| 272 | | ケシキスイ科 | ヨツボシケシキスイ | |
| 273 | | ゴミムシダマシ科 | ガイマイゴミムシダマシ | |
| 274 | カミキリムシ科 | | ゴマダラカミキリ | |
| 275 | | | オダヒゲナガコバネカミキリ | |
| 276 | | | ノコギリカミキリ | |
| 277 | | | クビアカツヤカミキリ | |
| 278 | ハムシ科 | | ミドリトビハムシ | |
| 279 | | | ヤナギルリハムシ | |
| 280 | | | ナスナガスネトビハムシ | |
| 281 | ゾウムシ科 | | ハスジゾウムシ | |
| 282 | | | ヤサイゾウムシ | |
| 283 | イネゾウムシ科 | イネミズゾウムシ | | |
| 284 | ハチ目 (膜翅目) | アリ科 | クロヤマアリ | |
| 285 | | | ニセハリアリ | |
| 286 | | | トビイロケアリ | |
| 287 | | | キイロヒメアリ | |
| 288 | | | カドフシアリ | |
| 289 | | | サクラアリ | |
| 290 | | | アズマオオズアリ | |
| 291 | | | アミメアリ | |
| 292 | | | トフシアリ | |
| 293 | | | ウロコアリ | |
| 294 | | | トビイロシワアリ | |
| 295 | | | ウメマツアリ | |
| 296 | | | ドロバチ科 | エントツドロバチ |

| No. | 目名 | 科名 | 種和名 |
|-----|----------|-----------|------------|
| 297 | ハチ目（膜翅目） | ドロバチ科 | キオビチビドロバチ |
| 298 | | スズメバチ科 | セグロアシナガバチ |
| 299 | | | モンスズメバチ |
| 300 | | | クロスズメバチ |
| 301 | | | スズメバチ科の一種 |
| 302 | | | ベッコウバチ科 |
| 303 | | ナミヒメベッコウ | |
| 304 | | シロハヒメベッコウ | |
| 305 | | キオビベッコウ | |
| 306 | | オオシロフベッコウ | |
| 307 | | ギングチバチ科 | ニッポントゲアナバチ |
| 308 | | | ヤマトトゲアナバチ |
| 309 | | | ヤマトヌカダカバチ |
| 310 | | ドロバチモドキ科 | ニッポンハナダカバチ |
| 311 | | アリマキバチ科 | ヤマトマエダテバチ |
| 312 | ミツバチ科 | キオビツヤハナバチ | |
| 313 | | キムネクマバチ | |
| 314 | ハキリバチ科 | ヒメトガリハナバチ | |
| 315 | | ツルガハキリバチ | |
| 合計 | 12目 | 102科 | 315種 |

※ 192アカボシゴマダラは「外来生物法」に基づく特定外来生物

※ 277クビアカツヤカミキリは「外来生物法」に基づく特定外来生物

6 魚類

市内では、コイ、エンゴロウブナ、ギンブナ、タイリクバラタナゴ、モツゴ、タモロコ、ニゴイ、ドジョウ、メダカ類などの7目13科37種が確認されています。

| No. | 目名 | 科名 | 種和名 | | |
|-----|---------|-----------|--------------|--------|------|
| 1 | ヤツメウナギ目 | ヤツメウナギ科 | スナヤツメ類 | | |
| 2 | ウナギ目 | ウナギ科 | ニホンウナギ | | |
| 3 | コイ目 | コイ科 | コイ | | |
| 4 | | | ゲンゴロウブナ | | |
| 5 | | | ギンブナ | | |
| 6 | | | キンブナ | | |
| 7 | | | ヤリタナゴ | | |
| 8 | | | タナゴ | | |
| 9 | | | タイリクバラタナゴ | | |
| 10 | | | ハクレン | | |
| 11 | | | コクレン | | |
| 12 | | | ワタカ | | |
| 13 | | | ハス | | |
| 14 | | | オイカワ | | |
| 15 | | | ソウギョ | | |
| 16 | | | アオウオ | | |
| 17 | | | アブラハヤ | | |
| 18 | | | ウグイ | | |
| 19 | | | モツゴ | | |
| 20 | | | タモロコ | | |
| 21 | | | ゼゼラ | | |
| 22 | | | カマツカ | | |
| 23 | | | ツチフキ | | |
| 24 | | | ニゴイ | | |
| 25 | | | | ドジョウ科 | ドジョウ |
| 26 | | | | シマドジョウ | |
| 27 | ナマズ目 | ギギ科 | ギバチ | | |
| 28 | | ナマズ科 | ナマズ | | |
| 29 | キュウリウオ目 | キュウリウオ科 | ワカサギ | | |
| 30 | | アユ科 | アユ | | |
| 31 | ダツ目 | メダカ科 | メダカ類 | | |
| 32 | スズキ目 | サンフィッシュ科 | ブルーギル | | |
| 33 | | | オオクチバス | | |
| 34 | | ハゼ科 | トウヨシノボリ（型不明） | | |
| 35 | | | ヨシノボリ類 | | |
| 36 | | ゴクラクギョ科 | チョウセンブナ | | |
| 37 | | タイワンドジョウ科 | カムルチー | | |
| 合計 | 7目 | 13科 | 37種 | | |

※ 32ブルーギルは「外来生物法」に基づく特定外来生物

※ 33オオクチバスは「外来生物法」に基づく特定外来生物

7 底生生物

市内では、ヌマエビ、スジエビ、アメリカザリガニの1目3科3種が確認されています。

| No. | 目名 | 科名 | 種和名 |
|-----|-----|-----------|----------|
| 1 | エビ目 | ヌマエビ科 | ヌマエビ |
| 2 | | テナガエビ科 | スジエビ |
| 3 | | アメリカザリガニ科 | アメリカザリガニ |
| 合計 | 1目 | 3科 | 3種 |

8 植物

市内では、スギナ、アカマツ、ケヤキ、イタドリ、クズ、ムラサキツメクサ、ノウルシ、サンショウ、オニバス、ヌルデ、マツヨイグサ、エゴノキ、イヌホオズキ、オオイヌノフグリ、オミナエシ、ブタクサ、ヨモギ、ノアザミ、ハルジオン、セイタカアワダチソウ、オモダカ、ナルコユリ、ヨシ、ガマなどの3問7綱115科548種が確認されています。

| No. | 門名 | 綱名 | 科名 | 種名 |
|-----|-------|--------|---------|----------|
| 1 | シダ植物門 | トクサ綱 | トクサ科 | スギナ |
| 2 | | | | トクサ |
| 3 | | | | イヌスギナ |
| 4 | | シダ綱 | ハナヤスリ科 | ナツノハナワラビ |
| 5 | | | | トネハナヤスリ |
| 6 | | | ゼンマイ科 | ゼンマイ |
| 7 | | | ミズワラビ科 | ヒメミズワラビ |
| 8 | | | イノモトソウ科 | イノモトソウ |
| 9 | | | オシダ科 | ヤブソテツ |
| 10 | | | | オシダ |
| 11 | | | | ベニシダ |
| 12 | | | メシダ科 | クサソテツ |
| 13 | | | | コウヤワラビ |
| 14 | | | サンショウモ科 | サンショウモ |
| 15 | 種子植物門 | ソテツ綱 | イチヨウ科 | イチヨウ |
| 16 | | マツ綱 | マツ科 | アカマツ |
| 17 | | | ヒノキ科 | ヒノキ |
| 18 | | | イチイ科 | カヤ |
| 19 | | 双子葉植物綱 | クルミ科 | オニグルミ |
| 20 | | | | シダレヤナギ |
| 21 | | | ヤナギ科 | カワヤナギ |
| 22 | | | | ネコヤナギ |
| 23 | | | | イヌコリヤナギ |
| 24 | | | | コリヤナギ |
| 25 | | | | マルバヤナギ |
| 26 | | | カバノキ科 | ハンノキ |
| 27 | | | | イヌシデ |
| 28 | | | ブナ科 | クリ |
| 29 | | | | スダジイ |
| 30 | | | | マテバシイ |
| 31 | | | | クヌギ |
| 32 | | | | シラカシ |
| 33 | | | | コナラ |
| 34 | | | ニレ科 | ムクノキ |
| 35 | | | | エノキ |
| 36 | | ハルニレ | | |
| 37 | | クワ科 | ケヤキ | |
| 38 | | | クワクサ | |
| 39 | | | イチジク | |
| 40 | | | カナムグラ | |

| No. | 門名 | 綱名 | 科名 | 種名 | |
|-----|-------|--------|-------|-----------|-----------|
| 41 | 種子植物門 | 双子葉植物綱 | イラクサ科 | ヤブマオ | |
| 42 | | | | カラムシ | |
| 43 | | | | ナンバンカラムシ | |
| 44 | | | | メヤブマオ | |
| 45 | | | | アオミズ | |
| 46 | | | | ホソバイラクサ | |
| 47 | | | ヤドリギ科 | ヤドリギ | |
| 48 | | | タデ科 | ミズヒキ | |
| 49 | | | | ウナギツカミ | |
| 50 | | | | サクラタデ | |
| 51 | | | | ヒメタデ | |
| 52 | | | | ホソバイヌタデ | |
| 53 | | | | ヤナギタデ | |
| 54 | | | | シロバナサクラタデ | |
| 55 | | | | オオイヌタデ | |
| 56 | | | | イヌタデ | |
| 57 | | | | オオケタデ | |
| 58 | | | | イシミカワ | |
| 59 | | | | ハナタデ | |
| 60 | | | | ボントクタデ | |
| 61 | | | | サナエタデ | |
| 62 | | | | ママコノシリヌグイ | |
| 63 | | | | ミゾソバ | |
| 64 | | | | ニオイタデ | |
| 65 | | | | ハルタデ | |
| 66 | | | | ミチヤナギ | |
| 67 | | | | イタドリ | |
| 68 | | | | スイバ | |
| 69 | | | | ヒメスイバ | |
| 70 | | | | アレチギシギシ | |
| 71 | | | | ギシギシ | |
| 72 | | | | ヤマゴボウ科 | ヨウシュヤマゴボウ |
| 73 | | | | | マルミノヤマゴボウ |
| 74 | | | | スベリヒユ科 | スベリヒユ |
| 75 | | | | ナデシコ科 | ノミノツヅリ |
| 76 | | | | | ミミナグサ |
| 77 | | | | | ツメクサ |
| 78 | | | | | ノミノフスマ |
| 79 | | | | | ウシハコベ |
| 80 | | | イトハコベ | | |
| 81 | | | コハコベ | | |
| 82 | | | アカザ科 | シロザ | |
| 83 | | | | アカザ | |
| 84 | | | | アリタソウ | |
| 85 | | | | ハウキギ | |
| 86 | | | ヒユ科 | ヒカゲイノコズチ | |
| 87 | | | | イヌビユ | |
| 88 | | | | ヒユ | |
| 89 | | | | アオゲイトウ | |
| 90 | | | マツブサ科 | サネカズラ | |

| No. | 門名 | 綱名 | 科名 | 種名 |
|-----|--------|--------|----------|-----------|
| 91 | 種子植物門 | 双子葉植物綱 | クスノキ科 | クスノキ |
| 92 | | | | ヤブニッケイ |
| 93 | | | | シロダモ |
| 94 | | | キンポウゲ科 | センニンソウ |
| 95 | | | | ウマノアシガタ |
| 96 | | | | タガラシ |
| 97 | | | | キツネノボタン |
| 98 | | | | アキカラマツ |
| 99 | | | | ノカラマツ |
| 100 | | | | アケビ科 |
| 101 | | | スイレン科 | ジュンサイ |
| 102 | | | | オニバス |
| 103 | | | | ハス |
| 104 | | | | コウホネ |
| 105 | | | マツモ科 | マツモ |
| 106 | | | ドクダミ科 | ドクダミ |
| 107 | | | | ハンゲシヨウ |
| 108 | | | ウマノスズクサ科 | ウマノスズクサ |
| 109 | | | ツバキ科 | ヤブツバキ |
| 110 | | | | ヒサカキ |
| 111 | | | オトギリソウ科 | トモエソウ |
| 112 | | | モウセンゴケ科 | ムジナモ |
| 113 | | | ケシ科 | クサノオウ |
| 114 | | | | ムラサキケマン |
| 115 | | | | タケニグサ |
| 116 | | | アブラナ科 | カラシナ |
| 117 | | | | ナズナ |
| 118 | | | | タネツケバナ |
| 119 | | | | イヌナズナ |
| 120 | | | | マメグンバイナズナ |
| 121 | | | | オランダガラシ |
| 122 | | | | コイヌガラシ |
| 123 | | | | イヌガラシ |
| 124 | | | | スカシタゴボウ |
| 125 | | | | カキネガラシ |
| 126 | | | | グンバイナズナ |
| 127 | | | ベンケイソウ科 | キリンソウ |
| 128 | | | | コモチマンネングサ |
| 129 | | | | マルバマンネングサ |
| 130 | | | ユキノシタ科 | ウツギ |
| 131 | マルバウツギ | | | |
| 132 | ノリウツギ | | | |
| 133 | タコノアシ | | | |
| 134 | ユキノシタ | | | |
| 135 | バラ科 | キンミズヒキ | | |
| 136 | | クサボケ | | |
| 137 | | ヘビイチゴ | | |
| 138 | | ダイコンソウ | | |
| 139 | | ヤマブキ | | |
| 140 | | ツチグリ | | |

| No. | 門名 | 綱名 | 科名 | 種名 | |
|-----|----------|---------|-----------|---------|---------|
| 141 | 種子植物門 | 双子葉植物綱 | バラ科 | キジムシロ | |
| 142 | | | | ミツバツチグリ | |
| 143 | | | | オヘビイチゴ | |
| 144 | | | | カマツカ | |
| 145 | | | | ウメ | |
| 146 | | | | ソメイヨシノ | |
| 147 | | | | ノイバラ | |
| 148 | | | | ナワシロイチゴ | |
| 149 | | | | ワレモコウ | |
| 150 | | | | マメ科 | クサネム |
| 151 | | | | | ネムノキ |
| 152 | | | | | イタチハギ |
| 153 | | | | | ヤブマメ |
| 154 | | | | | ゲンゲ |
| 155 | | | | | カワラケツメイ |
| 156 | | | | | タヌキマメ |
| 157 | | | | | ヌスビトハギ |
| 158 | | | | | サイカチ |
| 159 | | | | | ツルマメ |
| 160 | | | コマツナギ | | |
| 161 | | | ヤハズソウ | | |
| 162 | | | メドハギ | | |
| 163 | | | ツクシハギ | | |
| 164 | | | ネコハギ | | |
| 165 | | | ミヤコグサ | | |
| 166 | | | ムラサキウマゴヤシ | | |
| 167 | | | クズ | | |
| 168 | | | トキリマメ | | |
| 169 | | | ハリエンジュ | | |
| 170 | | | クララ | | |
| 171 | | | ムラサキツメクサ | | |
| 172 | | | シロツメクサ | | |
| 173 | | | ツルフジバカマ | | |
| 174 | | | ヤハズエンドウ | | |
| 175 | | | クサフジ | | |
| 176 | | | スズメノエンドウ | | |
| 177 | | | カスマグサ | | |
| 178 | | | ナンテンハギ | | |
| 179 | | | ヤブツルアズキ | | |
| 180 | | | フジ | | |
| 181 | | | カタバミ科 | カタバミ | |
| 182 | ムラサキカタバミ | | | | |
| 183 | フウロソウ科 | ゲンノショウコ | | | |
| 184 | トウダイグサ科 | エノキグサ | | | |
| 185 | | ノウルシ | | | |
| 186 | | トウダイグサ | | | |
| 187 | | オオニシキソウ | | | |
| 188 | | タカトウダイ | | | |
| 189 | | ニシキソウ | | | |
| 190 | | コニシキソウ | | | |

| No. | 門名 | 綱名 | 科名 | 種名 |
|-----|-----------|---------|---------|-----------|
| 191 | 種子植物門 | 双子葉植物綱 | トウダイグサ科 | アカメガシワ |
| 192 | | | ミカン科 | サンショウ |
| 193 | | | ニガキ科 | ニワウルシ |
| 194 | | | ウルシ科 | ヌルデ |
| 195 | | | カエデ科 | イロハモミジ |
| 196 | | | ムクロジ科 | ムクロジ |
| 197 | | | ツリフネソウ科 | ツリフネソウ |
| 198 | | | モチノキ科 | イヌツゲ |
| 199 | | | | モチノキ |
| 200 | | | ニシキギ科 | ツルウメモドキ |
| 201 | | | | ニシキギ |
| 202 | | | | マユミ |
| 203 | | | ミツバウツギ科 | ゴンズイ |
| 204 | | | ブドウ科 | ノブドウ |
| 205 | | | | ヤブカラシ |
| 206 | | | | ツタ |
| 207 | | | イイギリ科 | イイギリ |
| 208 | | | スミレ科 | ヒゴスミレ |
| 209 | | | | タチツボスミレ |
| 210 | | | | マルバスミレ |
| 211 | | | | スミレ |
| 212 | | | | ヒメスミレ |
| 213 | | | | フモトスミレ |
| 214 | | | | タチスミレ |
| 215 | | | | ツボスミレ |
| 216 | | | | ノジスミレ |
| 217 | | | | ミゾハコベ科 |
| 218 | | | ウリ科 | ゴキヅル |
| 219 | | | | アマチャヅル |
| 220 | | | | スズメウリ |
| 221 | | | | アレチウリ |
| 222 | | | | カラスウリ |
| 223 | | | ミソハギ科 | ヒメミソハギ |
| 224 | | | | ミソハギ |
| 225 | | | | キカシグサ |
| 226 | | | ヒシ科 | ヒメビシ |
| 227 | | | | ヒシ |
| 228 | | | | オニビシ |
| 229 | | | アカバナ科 | チョウジタデ |
| 230 | | | | ウスゲチョウジタデ |
| 231 | メマツヨイグサ | | | |
| 232 | オオマツヨイグサ | | | |
| 233 | コマツヨイグサ | | | |
| 234 | アレチマツヨイグサ | | | |
| 235 | マツヨイグサ | | | |
| 236 | アリノトウグサ科 | ホザキノフサモ | | |
| 237 | | フサモ | | |
| 238 | ミズキ科 | アオキ | | |
| 239 | | ミズキ | | |
| 240 | | ハナイカダ | | |

| No. | 門名 | 綱名 | 科名 | 種名 |
|-----|--------|----------|----------|------------|
| 241 | 種子植物門 | 双子葉植物綱 | ウコギ科 | タラノキ |
| 242 | | | | ヤツデ |
| 243 | | | | キツタ |
| 244 | | | セリ科 | ツボクサ |
| 245 | | | | ドクゼリ |
| 246 | | | | ノチドメ |
| 247 | | | | チドメグサ |
| 248 | | | | セリ |
| 249 | | | | ヤブニンジン |
| 250 | | | | ヤブジラミ |
| 251 | | | | ツツジ科 |
| 252 | | | ヤマツツジ | |
| 253 | | | サクラソウ科 | オカトラノオ |
| 254 | | | | ヌマトラノオ |
| 255 | | | | コナスビ |
| 256 | | | クサレダマ | |
| 257 | | | カキノキ科 | カキノキ |
| 258 | | | エゴノキ科 | エゴノキ |
| 259 | | | モクセイ科 | ネズミモチ |
| 260 | | | | イボタノキ |
| 261 | | | | ギンモクセイ |
| 262 | | | | キンモクセイ |
| 263 | | | ヒイラギ | |
| 264 | | | リンドウ科 | リンドウ |
| 265 | | | | センブリ |
| 266 | | | ミツガシワ科 | ヒメシロアサザ |
| 267 | | | | ガガブタ |
| 268 | | | | アサザ |
| 269 | | | キョウチクトウ科 | チョウジソウ |
| 270 | | | | キョウチクトウ |
| 271 | | | | テイカカズラ |
| 272 | | | ガガイモ科 | ガガイモ |
| 273 | | | アカネ科 | ヤエムグラ |
| 274 | | | | ハナムグラ |
| 275 | | | | ヨツバムグラ |
| 276 | | | | ホソバノヨツバムグラ |
| 277 | | | | クルマムグラ |
| 278 | | | | フタバムグラ |
| 279 | | | | ヘクソカズラ |
| 280 | アカネ | | | |
| 281 | ヒルガオ科 | コヒルガオ | | |
| 282 | | ヒルガオ | | |
| 283 | | マメダオシ | | |
| 284 | | アメリカアサガオ | | |
| 285 | ムラサキ科 | ハナイバナ | | |
| 286 | | キュウリグサ | | |
| 287 | クマツヅラ科 | ムラサキシキブ | | |
| 288 | | クサギ | | |
| 289 | シソ科 | キランソウ | | |
| 290 | | トウバナ | | |

| No. | 門名 | 綱名 | 科名 | 種名 |
|-----|---------|----------|---------|---------------|
| 291 | 種子植物門 | 双子葉植物綱 | シソ科 | ナギナタコウジュ |
| 292 | | | | カキドオシ |
| 293 | | | | ホトケノザ |
| 294 | | | | オドリコソウ |
| 295 | | | | ヒメオドリコソウ |
| 296 | | | | メハジキ |
| 297 | | | | シロネ |
| 298 | | | | ヒメシロネ |
| 299 | | | | ヒメジソ |
| 300 | | | | イヌコウジュ |
| 301 | | | | シソ |
| 302 | | | | ウツボグサ |
| 303 | | | | ミゾコウジュ |
| 304 | | | | イヌゴマ |
| 305 | | | ナス科 | ヨウシュチョウセンアサガオ |
| 306 | | | | クコ |
| 307 | | | | ツクバネアサガオ |
| 308 | | | | ホオズキ |
| 309 | | | | テリミノイヌホオズキ |
| 310 | | | | ワルナスビ |
| 311 | | | | ヒヨドリジョウゴ |
| 312 | | | | イヌホオズキ |
| 313 | | | ゴマノハグサ科 | アブノメ |
| 314 | | | | キクモ |
| 315 | | | | キタミソウ |
| 316 | | | | ウリクサ |
| 317 | | | | アゼナ |
| 318 | | | | サギゴケ |
| 319 | | | | トキワハゼ |
| 320 | | | | コシオガマ |
| 321 | | | | タチイヌノフグリ |
| 322 | | | | オオイヌノフグリ |
| 323 | | | | イヌノフグリ |
| 324 | | | | カワヂシャ |
| 325 | キツネノマゴ科 | キツネノマゴ | | |
| 326 | ハマウツボ科 | ナンバンギセル | | |
| 327 | | ヤセウツボ | | |
| 328 | タヌキモ科 | タヌキモ | | |
| 329 | | ミミカキグサ | | |
| 330 | ハエドクソウ科 | ハエドクソウ | | |
| 331 | オオバコ科 | オオバコ | | |
| 332 | | ヘラオオバコ | | |
| 333 | スイカズラ科 | スイカズラ | | |
| 334 | | ニワトコ | | |
| 335 | | ガマズミ | | |
| 336 | | サンゴジュ | | |
| 337 | | ゴマキ | | |
| 338 | オミナエシ科 | オミナエシ | | |
| 339 | | オトコエシ | | |
| 340 | キキョウ科 | ツリガネニンジン | | |

| No. | 門名 | 綱名 | 科名 | 種名 |
|-----|------------|--------|-------|------------|
| 341 | 種子植物門 | 双子葉植物綱 | キキョウ科 | ミゾカクシ |
| 342 | | | | キキョウソウ |
| 343 | | | キク科 | ノブキ |
| 344 | | | | ブタクサ |
| 345 | | | | カワラハハコ |
| 346 | | | | カワラヨモギ |
| 347 | | | | ヨモギ |
| 348 | | | | ヒメシオン |
| 349 | | | | シオン |
| 350 | | | | コバノセンダングサ |
| 351 | | | | センダングサ |
| 352 | | | | アメリカセンダングサ |
| 353 | | | | タウコギ |
| 354 | | | | ヒレアザミ |
| 355 | | | | トキンソウ |
| 356 | | | | キクタニギク |
| 357 | | | | ノアザミ |
| 358 | | | | アレチノギク |
| 359 | | | | オオアレチノギク |
| 360 | | | | コスモス |
| 361 | | | | タカサブロウ |
| 362 | | | | ダンドボロギク |
| 363 | | | | ヒメムカシヨモギ |
| 364 | | | | ハルジオン |
| 365 | | | | フジバカマ |
| 366 | | | | ハキダメギク |
| 367 | | | | ハハコグサ |
| 368 | | | | チチコグサ |
| 369 | | | | ククイモ |
| 370 | | | | キツネアザミ |
| 371 | | | | スイラン |
| 372 | | | | ミズギク |
| 373 | | | | オグルマ |
| 374 | | | | カセンソウ |
| 375 | | | | オオジシバリ |
| 376 | | | | ニガナ |
| 377 | | | | ノニガナ |
| 378 | | | | イワニガナ |
| 379 | | | | ユウガギク |
| 380 | カントウヨメナ | | | |
| 381 | アキノノゲシ | | | |
| 382 | コオニタビラコ | | | |
| 383 | フキ | | | |
| 384 | コウゾリナ | | | |
| 385 | ノボロギク | | | |
| 386 | タムラソウ | | | |
| 387 | メナモミ | | | |
| 388 | セイタカアワダチソウ | | | |
| 389 | オオアワダチソウ | | | |
| 390 | アキノキリンソウ | | | |

| No. | 門名 | 綱名 | 科名 | 種名 |
|-----|---------|--------|----------|----------|
| 391 | 種子植物門 | 双子葉植物綱 | キク科 | オニノゲシ |
| 392 | | | | ノゲシ |
| 393 | | | | ヒメジヨオン |
| 394 | | | | オヤマボクチ |
| 395 | | | | シロバナタンポポ |
| 396 | | | | セイヨウタンポポ |
| 397 | | | | カントウタンポポ |
| 398 | | | | オナモミ |
| 399 | | | | オニタビラコ |
| 400 | | | | 単子葉植物綱 |
| 401 | | ウリカワ | | |
| 402 | | オモダカ | | |
| 403 | | クワイ | | |
| 404 | | トチカガミ科 | スブタ | |
| 405 | | | クロモ | |
| 406 | | | トチカガミ | |
| 407 | | | ミズオオバコ | |
| 408 | | | セキショウモ | |
| 409 | | | コウガイモ | |
| 410 | | ヒルムシロ科 | エビモ | |
| 411 | | | ヒルムシロ | |
| 412 | | | ササバモ | |
| 413 | | | ヤナギモ | |
| 414 | | | ヒロハノエビモ | |
| 415 | | | イトモ | |
| 416 | | イバラモ科 | イバラモ | |
| 417 | | | トリゲモ | |
| 418 | | ユリ科 | ノビル | |
| 419 | | | ニラ | |
| 420 | | | ホウチャクソウ | |
| 421 | | | ヤブカンゾウ | |
| 422 | | | ノカンゾウ | |
| 423 | | | オオバギボウシ | |
| 424 | | | ヤマユリ | |
| 425 | | | ヒメヤブラン | |
| 426 | | | ヤブラン | |
| 427 | | | ジャノヒゲ | |
| 428 | | | キヌガサソウ | |
| 429 | | | ナルコユリ | |
| 430 | | | アマドコロ | |
| 431 | ツルボ | | | |
| 432 | サルトリイバラ | | | |
| 433 | アマナ | | | |
| 434 | ヒガンバナ科 | | ヒガンバナ | |
| 435 | | | キツネノカミソリ | |
| 436 | | ナツズイセン | | |
| 437 | ヤマノイモ科 | ヤマノイモ | | |
| 438 | ミズアオイ科 | ホテイアオイ | | |
| 439 | | ミズアオイ | | |
| 440 | | コナギ | | |

| No. | 門名 | 綱名 | 科名 | 種名 |
|-----|---------|--------|-------|----------|
| 441 | 種子植物門 | 単子葉植物綱 | アヤメ科 | ハナシヨウブ |
| 442 | | | | シャガ |
| 443 | | | | カキツバタ |
| 444 | | | | キシヨウブ |
| 445 | | | | ニワゼキシヨウ |
| 446 | | | イグサ科 | イグサ |
| 447 | | | | ホソイ |
| 448 | | | | クサイ |
| 449 | | | | スズメノヤリ |
| 450 | | | ツユクサ科 | ツユクサ |
| 451 | | | | イボクサ |
| 452 | | | ホシクサ科 | ホシクサ |
| 453 | | | イネ科 | カモジグサ |
| 454 | | | | スズメノテッポウ |
| 455 | | | | コブナグサ |
| 456 | | | | トダシバ |
| 457 | | | | カラスムギ |
| 458 | | | | カズノコグサ |
| 459 | | | | コバンソウ |
| 460 | | | | スズメノチャヒキ |
| 461 | | | | ノガリヤス |
| 462 | | | | ジュズダマ |
| 463 | | | | ハトムギ |
| 464 | | | | ギョウギシバ |
| 465 | | | | カモガヤ |
| 466 | | | | メヒシバ |
| 467 | | | | アキメヒシバ |
| 468 | | | | イヌビエ |
| 469 | | | | ケイヌビエ |
| 470 | | | | ヒエ |
| 471 | | | | オヒシバ |
| 472 | | | | カゼクサ |
| 473 | | | | コゴメカゼクサ |
| 474 | | | | ニワホコリ |
| 475 | | | | ナルコビエ |
| 476 | | | | ムツオレグサ |
| 477 | | | | ウシノシッペイ |
| 478 | | | | チガヤ |
| 479 | | | | アゼガヤ |
| 480 | | | | オギ |
| 481 | ススキ | | | |
| 482 | ヌマガヤ | | | |
| 483 | ケチヂミザサ | | | |
| 484 | ヌカキビ | | | |
| 485 | スズメノコビエ | | | |
| 486 | チカラシバ | | | |
| 487 | クサヨシ | | | |
| 488 | ヨシ | | | |
| 489 | マダケ | | | |
| 490 | モウソウチク | | | |

| No. | 門名 | 綱名 | 科名 | 種名 | |
|-----|-------|--------|---------|-------------|------|
| 491 | 種子植物門 | 単子葉植物綱 | イネ科 | メダケ | |
| 492 | | | | ミゾイチゴツナギ | |
| 493 | | | | スズメノカタビラ | |
| 494 | | | | オオイチゴツナギ | |
| 495 | | | | イチゴツナギ | |
| 496 | | | | クマザサ | |
| 497 | | | | アキノエノコログサ | |
| 498 | | | | アワ | |
| 499 | | | | キンエノコロ | |
| 500 | | | | エノコログサ | |
| 501 | | | | オカメザサ | |
| 502 | | | | マコモ | |
| 503 | | | | シバ | |
| 504 | | | | ヤシ科 | シュロ |
| 505 | | | サトイモ科 | ショウブ | |
| 506 | | | | セキショウ | |
| 507 | | | | マイヅルテンナンショウ | |
| 508 | | | | カラスビシャク | |
| 509 | | | ウキクサ科 | ウキクサ | |
| 510 | | | | ミジンコウキクサ | |
| 511 | | | ミクリ科 | ミクリ | |
| 512 | | | | タマミクリ | |
| 513 | | | ガマ科 | ヒメガマ | |
| 514 | | | | ガマ | |
| 515 | | | | コガマ | |
| 516 | | | カヤツリグサ科 | ヌマアゼスゲ | |
| 517 | | | | ナルコスゲ | |
| 518 | | | | ウマスゲ | |
| 519 | | | | テキリスゲ | |
| 520 | | | | ナキリスゲ | |
| 521 | | | | アオスゲ | |
| 522 | | | | カンスゲ | |
| 523 | | | | ミコシガヤ | |
| 524 | | | | アゼスゲ | |
| 525 | | | | ヒメクグ | |
| 526 | | | | クグガヤツリ | |
| 527 | | | | イヌクグ | |
| 528 | | | | タマガヤツリ | |
| 529 | | | | カンエンガヤツリ | |
| 530 | | | | ヌマガヤツリ | |
| 531 | | | | コゴメガヤツリ | |
| 532 | | | | カヤツリグサ | |
| 533 | | | | ウシクグ | |
| 534 | | | | マツバイ | |
| 535 | | | | コアゼテンツキ | |
| 536 | | | | テンツキ | |
| 537 | | | | アゼテンツキ | |
| 538 | | | | フトイ | |
| 539 | | | | サンカクイ | |
| 540 | | | | バショウ科 | バショウ |

| No. | 門名 | 綱名 | 科名 | 種名 |
|-----|-------|--------|--------|---------|
| 541 | 種子植物門 | 単子葉植物綱 | ショウガ科 | ミヨウガ |
| 542 | | | | ショウガ |
| 543 | | | ラン科 | ササバギンラン |
| 544 | | | | トキソウ |
| 545 | | | | ネジバナ |
| 546 | | | | クゲヌマラン |
| 547 | | | | キンラン |
| 548 | 緑藻植物門 | 車軸藻綱 | シャジクモ科 | シャジクモ |
| 合計 | 3門 | 7綱 | 115科 | 548種 |

※ 221アレチウリは「外来生物法」に基づく特定外来生物

あ行

エコミュージアム

エコロジー（生態学）とミュージアム（博物館）からなる造語であり、地域全体を一つの博物館に見立て、地域の自然環境、歴史・文化遺産、産業遺産などを現地において保存、育成、展示することをいう。

エコロジカル・ネットワーク

野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等）がつながる生態系のネットワークのこととして使われる言葉。生態系ネットワークと呼ばれることもある。

オープンガーデン

イギリスで始まった個人の庭を一定期間、一般の人に開放する活動のこと。

か行

快適かぞ市民活動

地域の快適な生活環境の創造、意識の高揚を図るため、市民、各種団体、企業、行政が一体となった市民総ぐるみによる市内の一斉清掃・美化活動。

外来生物

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に持ち込まれることにより、本来の分布域を超えて生息又は生育する生物のこと。

加須市環境基本計画

市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とし、望ましい環境像として「豊かな自然と快適な環境のまちづくり」を掲げている。

加須市環境基本条例

環境の保全及び創造に関し、基本理念を定めるとともに、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする条例。

加須市環境審議会

加須市環境基本条例第22条の規定に基づき、市民、学識経験者などにより構成される組織。市長の諮問に応じ、環境基本計画の策定及び変更に関する事項について審議を行うとともに、環境の保全及び創造に関する施策の推進について助言及び提言を行う。

加須市総合振興計画

市の長期的なまちづくりの方針、将来像、その実現の手段等を総合的、体系的に示す市政運営の総合指針であり、「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」により構成されている。

加須市の環境（環境に関する報告書）

加須市環境基本条例第7条の規定に基づき作成した報告書。加須市の環境の状況及び環境の保全と創造に関して講じた施策の実績、成果等を取りまとめている。

（株）かぞ農業公社

農業従事者の高齢化や担い手不足への対応、また、優良な農地の有効活用と水田農業の持続的発展のため、農作業受委託に関する業務などを行っている。市及びJAほくさいとの共同出資による「株式会社かぞ農業公社」が平成26年8月に設立された。

加須やぐるまマネジメント

厳しい財政状況や地方分権の進展を背景に、限られた資源（人、物、お金、時間、情報など）を有効活用し、市民志向の行政運営を図るため、民間企業の行動原理（成果志向や顧客志向など）を取り入れた加須市独自の行政評価システムのこと。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（風呂、台所等からの汚水）をあわせて処理する浄化槽。

環境学習・教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながり、その他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のこと。

環境保全型農業

可能な限り環境に負荷を与えない農業、農法のこと。農業の持つ物質循環機能を活かし、土づくり等を通じて化学肥料や農薬の投入を低減し、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な農業生産方式をいう。

協働

加須市に関わる全ての団体・個人が共通の目標に向けて相互に尊重し合い、連携を図りながら、それぞれの立場に期待される役割をそれぞれが可能な限り果たしていくこと。

グリーンカーテン

つる性の植物を窓の外に這わせることで夏の日差しを和らげ、室温の上昇を抑える自然のカーテン。冷房によるエネルギーの使用量を減らす省エネルギーの効果や、コンクリートや建物に熱を蓄積させないヒートアイランド現象緩和の効果が期待される。

公害

環境基本法において、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」をいう。

コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム

多様な主体の協働・連携によりコウノトリ・トキの野生復帰を通じたエコロジカル・ネットワークの形成を図り、地域の振興と経済の活性化を促す魅力的な地域づくりを実現させることを目的とした会。

国連環境開発会議（地球サミット）

1992年に開催された環境と開発に関する国連会議。地球温暖化、酸性雨等顕在化する地球環境問題を人類共通の課題と位置づけ、「持続可能な開発」という理念の下に環境と開発の両立を目指して開催された。

こどもエコクラブ

幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブ。こどもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、こどもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げる活動のこと。

さ行

30by30目標

2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。

埼玉県川の国アドバイザー

県が認定したアドバイザー。①効率的な河川浄化活動の指導、②河川浄化団体の運営に関する相談、③地域で行う環境学習の講師や生きもの調査、水質調査の指導などの支援を行っている。

埼玉県環境科学国際センター

環境学習施設と環境研究所が一体となった環境科学の中核機関。展示館や各種イベントにより様々な環境学習の機会を提供している。

埼玉県自然環境保全地域

埼玉県自然環境保全条例に基づき、すぐれた天然林や特異な地形・地質、貴重な動植物の自生地や生息地など、県内の良好な自然環境を保全するために指定された地域。市内では、志多見砂丘が指定されている。

埼玉県レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息・生育状況を解説した資料集。埼玉県では動物編を平成8年3月に作成し、改訂を重ね、平成30年3月に第4版を発行、植物編を平成10年3月に作成し、改訂を重ね、令和7年3月に第4版を改訂している。

さいたま緑のトラスト協会

埼玉県民から広く寄附を募り、それを資金として土地や建物を取得したり、また寄贈や遺贈を受けたりして、埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を、県民共有の財産として永く保全していこうという、緑のトラスト運動を行う団体。昭和59年に県民主体の運動の推進組織として発足し、翌60年に、運動の資金となる「さいたま緑のトラスト基金」が県に設置され、現在、この両者が一体となって運動を進めている。

在来種

ある地域の環境に適応し、長年生育・生息し続けている生物。外来種の対語として用いられる。

里地里山

農地、ため池、樹林地、草原など多様な自然環境を有する地域のこと。相対的に自然性の高い奥山自然地域と人間活動が集中する都市地域との中間に位置し、国土の約4割を占めるといわれている。

生態系

植物、動物、微生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機的な環境を総合したシステムのことをいう。

生物多様性基本法

生物多様性の保全及び持続可能な利用の基本原則を定めた法律。政府による生物多様性国家戦略の策定や地方自治体の生物多様性地域戦略の努力義務を定めている。

生物多様性国家戦略

生物多様性条約と生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画。最新の計画は2030年までネイチャーポジティブの実現を目標と示した「生物多様性国家戦略2023-2030」である。

生物多様性条約

「生物の多様性に関する条約」の略。世界全体で生物多様性を保全していくために1992年5月に採択された国際条約で、①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分の3つを目的としている。

た行

多面的機能支払交付金

農業・農村が有する国土の保全や水源の涵養、自然環境の保全などの多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保管理を推進するために農林水産省が実施する交付金制度。

地球温暖化

物の燃焼に伴ってできる二酸化炭素などは、地球から宇宙に熱を逃がす赤外線を吸収して地球の温度を高く保つ効果があるため、温室効果ガスと呼ばれる。このような温室効果ガスの大気中の濃度が人間の活動の拡大により高くなることで地表面の気温が上昇し、地球規模での気温上昇（温暖化）が進むこと。

地産地消

地域で生産された農産物を、地域で消費しようとする取組。食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取組などを通じて農業の6次産業化につながるもの。

締約国会議（COP）

COPとは、「Conference of the Parties」の略で締約国会議を意味する。生物多様性条約の他に、気候変動枠組条約のCOPも開催されている。2010年に名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）は、生物多様性に関する新たな世界目標である「愛知目標」や遺伝資源に関する「名古屋議定書」が採択されるなど、大きな成果を残した歴史的な会議となった。

天然記念物（県）

県内の重要な文化財で、文化財保護法による指定を受けていないものが対象。県が指定する文化財には有形文化財や無形文化財、記念物などがあり、天然記念物は記念物の中の一つ。

動植物相

特定の地域に生育・生息する生きものの種類と組成のこと。地域の自然の質を表す指標となる。

特定外来生物

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものとして指定された生物のこと。特定外来生物に指定された生物には、飼育や栽培、保管、運搬が原則禁止などの規制が課せられる。

利根川未来パーク構想

利根川周辺の多様な資源や機能を活用して、魅力的なまちづくりを推進することを目的とした構想。

な行

二次林

自然林が伐採や焼失などによって破壊された後に、自然又は人為的に再生された樹林のこと。

ネイチャーポジティブ

生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せることを目指す考え方。

農業集落排水

市街化調整区域内の生活排水などの汚水を集めて処理すること。

農林業センサス

我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など、農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、5年ごとに行う調査。

は行

ビオトープ

ギリシャ語で「生命」を意味する「bios」と「場所」を意味する「topos」の合成語で、本来その地域に住む様々な野生の生きものが生育・生息することができる空間のことを指す。

ヒートアイランド現象

空調設備による人工排熱、コンクリートの建物による蓄熱などにより、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。建物や自動車からの人工排熱の低減、地表面や屋上の緑化、緑地や水面からの風の活用、ライフスタイルの改善などの対策が効果的とされている。

保存樹林

市内に点在する屋敷林等の貴重な緑の保全のため、要綱に基づき市が指定した樹林や樹木のこと。指定した樹林等の所有者へ奨励金を交付している。

や行

有害鳥獣

生活環境や農林水産業、生態系に被害を及ぼす鳥獣のこと。

ら行

ラムサール条約

正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。国際協力により湿地の保全や賢明な利用（ワイズユース＝Wise Use）を進めることが目的。締約国には、国際的に重要な湿地の登録や、登録地の保全と国内湿地の適正利用促進計画の作成、湿地管理者への研修の促進、国際協力の推進などが求められる。

レッドリスト

日本に生息又は生育する野生生物について、専門家で構成される検討会が、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を科学的・客観的に評価し、その結果をリストにまとめたもの。概ね5年ごとに公表を行っており、現在の最新は平成24年・25年に公表した第4次レッドリスト。

わ行

渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団

正式名称は、一般財団法人渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団。渡良瀬遊水地及びその周辺地域において、良好な水辺空間の形成を図るための活動や環境教育、調査研究等を行うことによって、環境保全とその利活用の推進を目的とする団体。

渡良瀬遊水地エリア エコロジカル・ネットワーク推進協議会

多様な主体が協働・連携し、トキやコウノトリなどを指標とした河川及び周辺地域で、多様な生物の生息可能な自然環境の保全・再生方策を推進し、賑わいのある地域振興などに取り組むとともに、広域連携モデルとしてのエコロジカル・ネットワークの形成による魅力的な地域づくりの実現を目的とした協議会。

渡良瀬遊水地クリーン作戦

渡良瀬遊水地の自然環境を保全するため、利根川の利用者で組織する「利根川上流河川利用者協議会」が主催するごみ拾い活動。

渡良瀬遊水地保全・利活用協議会

渡良瀬遊水地のラムサール条約登録を踏まえ、湿地の保全、湿地の賢明な利用を図るため、治水機能の向上と継続的な自然環境の保全及び様々な利活用の促進に関し、関係機関及び周辺の住民等が十分に協議を行うことを目的とした協議会。

第3次生物多様性かぞ戦略

令和8年3月発行

発行 加須市

編集 環境安全部 環境政策課

〒347-8501 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1

電話：0480-62-1111（代表）

FAX：0480-62-1934

電子メール：kankyo@city.kazo.lg.jp